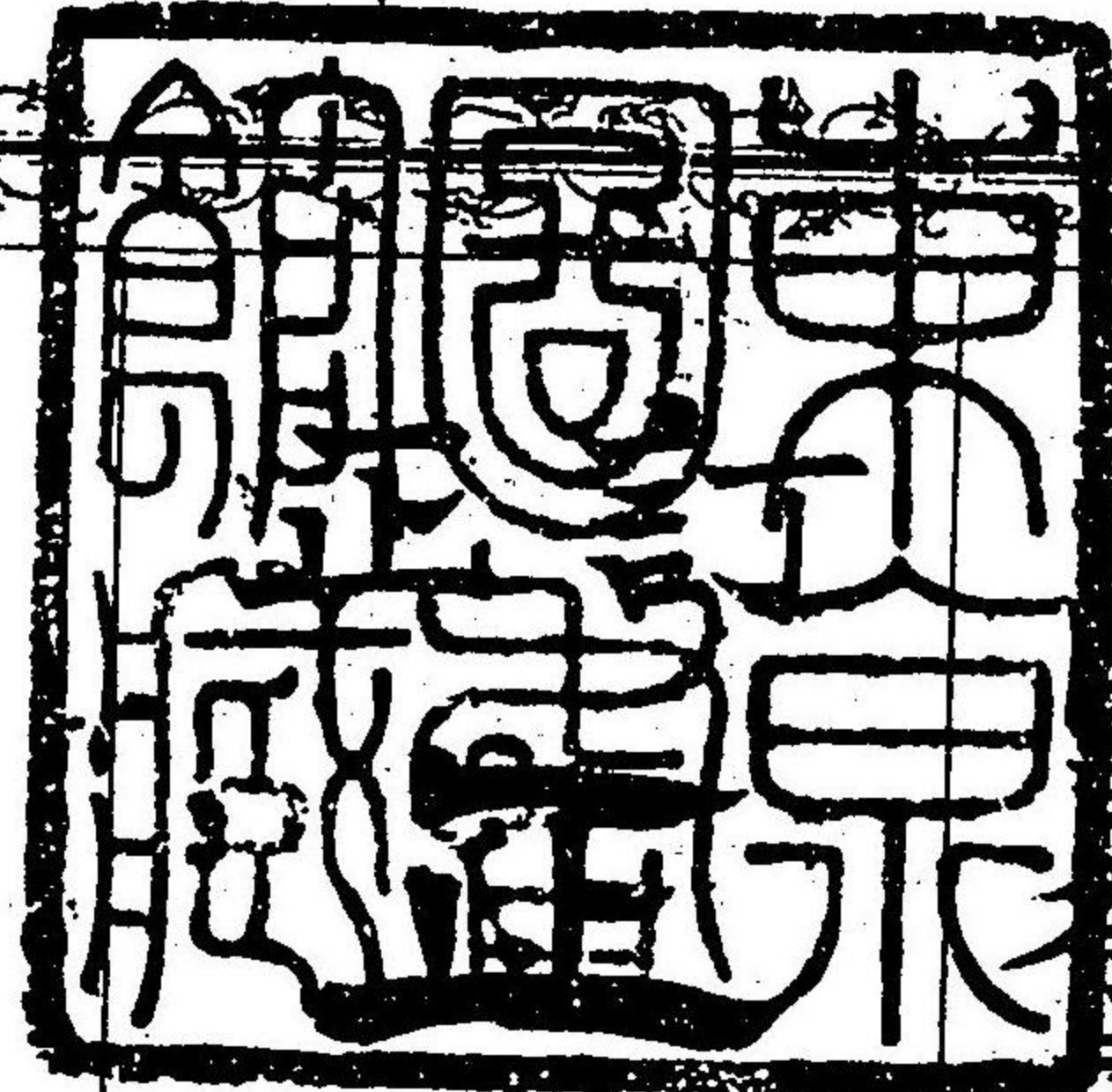


エ9X-19

特21  
870



堀江復譯  
魯國司祭尼格賴閱

新教書  
教定理略解

明治十六年四月再刊  
正教會

序

救世主之教。將周全地者。覃於茲  
出。日漸盛矣。於是有意之士。起以  
傳其道。為於國家之務者。既數十  
人。傾注於其訓。既能認獨一之神  
造物主。而自喜者。亦數千人。欣聞  
神之教。而渴望傳教者之至者。亦

蓋教乎人。若夫受宗教之紊亂。無  
所適從。而願欲真實教。自明顯于  
世者。則不知幾百萬人。乃求真實  
之神造物主。將顯已於茲出之旨。  
明如白日也。當是時。崇信真神。從  
事教法者。只口授之由。則不特所及  
有限。且恐傳聞者之或遺忘。或錯

認。或渴想聞神之教。以不得者。以  
有之也。是以記載神之教之書。最  
為不可少矣。仙臺堀江君取主教  
巴累多之原書。譯以國文。余既感  
有志者之輩出踵起。取是書。流傳  
教者與奉教者。與欲學之者。曰。各  
就堀江君刻苦所譯之書。以計已

益。

一千八百七十七年七月一日

魯國司祭尼格賴題



佐瀨得所書



正教定理略解目錄

神ヲ認識スル方法

ア)天然ノコ

三張

カ)天然以上ノコ

二

聖書

十四

入典聖書

五

不入典聖書

舊約入典書ノ目

六

舊約不入典書ノ目

九

舊約書ト新約書ノ別

十一

舊約律法書

十一

史書

教書

十二

預言者ノ書

新約律法書

史書

十四

教書

預言者ノ書

十五

聖書ノ神出ナルヲ

ア)内部ノ重キニヨリテ見ルヲ

カ)外面ノ徴效ニヨリテ見ルヲ

十七

ア)奇蹟

カ)預言

十六

聖傳

聖傳ノ要重ナルヲ

廿二

教會ハ神ノ特示ノ守護者且講明者ナリ

教會カ其教ニ於テ法規トシ從效

スル公私會ノヲ

信經ノヲ

二十九

信經ニ包含スル教理

卅二

第一分類

(一) 本体ニ於テ惟一ナル神ノ事

- 神ノヲ 三十三
- 神ノ性質若クハ成至及ヒ之カ分開ノヲ
- 自有ナルヲ 三十四
- 永遠ナルヲ 三十五
- 不易ナルヲ 三十六
- 在ラザル所ナキヲ 三十七
- 全知ナルヲ 三十八
- 睿知ナルヲ 三十九

- 神ノ意旨ノヲ
- 神ノ意旨ニ屬スル者ノヲ 四十

- 自由
- 全能
- 聖ナルヲ 四十一
- 仁慈ナルヲ 四十二
- 義ナルヲ 四十三
- 神ノ福タルヲ 四十五
- 神ノ惟一ナルヲ

(二) 至聖三者ノ事

至聖三者ノ奧理

四十六

神ノ各個ノ性質ノ一

四十九

第二分類

神、造物主及照管者ノ一

世界ヲ創造スルノ主義

五十三

神カ世界ヲ創造スル一

五十五

世界創造ノ景情

五十六

〔二〕神靈ノ世事ノ事即チ神使ノ事

神使ヲ創造スルノ時

五十八

神使ノ何者タル一

六十

善神使及ヒ惡鬼ノ一

善神使ノ性質及ヒ其情景

善神使ノ數

六十一

善神使ノ品位

六十二

善神使ノ職

六十三

守護ノ神使

六十五

罪ニ陷リシ神使

六十七

罪ニ陷リシ神使ノ性質及ヒ作用

六十八

惡鬼カ人ノ靈魂ニ效感スル一

六十九

身体ニ效感スル一

七十一

外物ノ上ニ効用スルヲ

七十二

悪鬼ノ合運ノヲ

七十二

悪鬼ト合通スルヲ

七十三

三 見ユル世界ノ事

見ユル世界ヲ創造スルヲ

七十四

見ユル世界創造ノ史

七十四

三 人ノ事

人ノ創造

七十八

女ヲ造ルヲ

八十

生人ノ源一ナルヲ

八十

人間本体ノ合成

八十一

人ノ本体ノ至全備ナルヲ

八十二

世界諸造物ノ全備

八十三

世界ニ悪ハ何處ヨリス

八十五

世界及ヒ人ヲ創造スル目的

八十七

神ノ照管ノヲ

八十九

神カ世界ヲ照管スルノ事

九十

(ア)保全スルヲ

九十

(カ)統治スルヲ

九十一

初人淪陷ノヲ



創世人ノ景境

九十三

人カ罪ニ陥リシコト

九十四

初人罪ニ陥ルノ結果

九十六

遺傳スル原罪ノコト

九十八

アダムノ罪其子孫ニ歸スルコト

百〇一

罪ニ陥リシ人ニ善ノ尙存スル

百〇五

アルコト

### 第三分類

#### 罪ニ陥リシ人間ノ贖罪主、神ノ事

人ノ贖罪主ノコト

百〇七

神ノ子人体ヲ藉ルコト

百〇八

人体ヲ藉ル與義ノ要重ナルコト

百〇九

人体ヲ藉ルノ目的

百十

贖罪功ハ神ノ自由ニ依ル

百十二

神ノ子人体ヲ藉ルノ緊要ナルコト

百十三

人間ヲ贖罪主ヲ受ルニ預備セシ

百十七

コト

許約セラレシ救世主

百廿

#### (二) イイススハリストスノ位ノ事

イイススハリストスハ眞神ナリ

百廿二

イエススハリストスハ眞人ナリ 百廿三

イエススハリストスノ位ニ性ニ性 百廿五

アル

イエススハリストスニ性ノ結 百廿六

合スル

イエススハリストスニ性結合 百廿八

ノ結果

イエススハリストスニ兩個ノ意 百三十

旨アル

至聖童貞神母マリヤノノ教理 百卅一

三

イエススハリストスカ人間ノ贖罪功ノ

人間ノ贖罪功ノ 百卅五

イエススハリストスノ役職 百卅六

イエススハリストスノ預言者タル役職

ハリストスノ教ノ不易ナル 百四十二

イエススハリストスノ司祭長タ 百四十三

ル役職

イエススハリストス苦ヲ受ケ且 百四十五

死セシハ眞ノ献祭ナリ

イエススハリストス人類ヲ贖罪 百四十八

スルカ爲メニ苦ヲ受ケ且死セシメノ勢力

イイススハリストスカ成セシ贖 百五十

罪功ノ一般ニ及ブ

無血祭ノ

十字架ヲ叩拜尊敬スル

聖號ヲ書スル

イイススハリストスカ王タル

尊

第四分類

神、施聖主ノ事

聖神カ使徒ニ下ル

恩寵ノ

恩寵ノ緊要ナル

恩寵ヲ分賜セラレ、

生得自然ニ於テ善ヲ知り且行フ

ハ人ノ爲メニ能クスヘキ

天然ノ善行

恩寵カ人ノ自由ニ關係スル

恩寵ノ首功

ア義ト稱セラレ若クハ聖ト成ル

義ト稱セラル、カ爲ニ緊要 百九十四  
ナル條款

義ト稱セラル、ニ信證スヘ 二百二

キ

義ヲ得シ者ノ位境各様ナル 二百三

ト

カ) 預定ノ

二百五

特ニ聖ヲ施ス

聖ヲ施スノ中保ノ本タル教會ノ 二百十一

事及ヒ聖ヲ施スノ方法タル機密ノ事

(二) 教會ノ事

教會ノ

教會ノ設立者 二百十二

教會ノ首 二百十三

教會神立ノ目的 二百十五

教會ノ外ニ救道無シ 二百十七

教會合成ノ事 二百十九

教會ハ不可見ノ社會ナリ

教會ハ可見社會ナリ 二百二十

教會ノ合成ニ屬スルハリスデア 二百二十二

ニシノ事

教會ニ屬セサル「ハリストステアニシ」二百二十四ノ事

神位ノ要重ナルヲ 二百二十六

神位及ヒ其來由ノヲ 二百二十七

神位ノ品級及ヒ各品ノ權ト職ト 二百二十九

ノヲ

教會ニ於テ至高上等ノ權 二百三十五

公會ノ重キヲ 二百三十七

眞教會ノ精明ナル表章 二百三十九

「ハリストスノ眞會ハ「ア」惟一ナルヲ

カ「聖ナルヲ 二百四十二

サ「公ナルヲ 二百四十四

タ「使徒ナルヲ 二百四十五

東教會ハ眞教會ナリ 二百四十八

教會ノ秀出ナルヲ 二百四十九

（三）機密ノ事

機密ノヲ 二百五十四

機密ヲ立ツル源由

機密ノ數 二百五十六

機密ノ爲メニ緊要ナル定規

合例ノ機密行爲者

聖禮ヲ務ムル者ノ不當ナルハ機 二百五十七

密ノ恩寵ニ妨ケアラズ

機密ヲ領スル者ヨリ要求スルヲ 二百五十九

聖洗機密ノヲ 二百六十

聖洗機密ノ神立ナルヲ 二百六十一

聖洗ニ賴テ賜與セラル、恩寵 二百六十二

聖洗機密ニ於テ可見ノ部分 二百六十五

成年者聖洗ノ緊要ナルヲ 二百七十一

小兒聖洗ノ緊要ナルヲ 二百七十三

正教ノ俗人カ施行スル聖洗 二百七十四

代父母ノヲ 二百七十五

傳聖膏ノヲ

機密ノ神立ナルヲ

可見ノ行爲 二百七十六

傳聖膏機密ニ於テ賜ハル、恩寵 二百七十八

聖体ノ機密 二百八十

聖体機密ヲ立ルヲ 二百八十一

聖体機密ニ於テ可見ノ表示 二百八十二

聖体機密ニ於テ賜ハル、恩寵 二百八十三  
 餅ト酒カイイススハリストスノ 二百八十八  
 休ト血ニ變化スルヲ 二百九十  
 聖体ヲ領スルノ緊要ナルヲ 二百九十二  
 聖体ヲ屢次領スルヲ勸ムルヲ 二百九十三  
 聖体機密ハ献祭ナリ 二百九十五  
 聖体機密ハ恒ニ真教會ニ行ハレ 二百九十六  
 テ世末ニ至ラントス 二百九十七  
 痛解機密ノヲ 二百九十八

痛解機密ニ於テ可見ノ行爲 三百一  
 痛解機密ニ於テ賜ハル、恩寵 三百九  
 神品ノヲ 三百十一  
 神品機密ノ神立ナルヲ 三百十二  
 神品機密ノ外儀 三百十四  
 神品機密ニ於テ賜ハル、恩寵 三百十五  
 神品機密ノ復ビヒサルヲ 三百十八  
 神品機密ヲ受クベキ人ノヲ 三百十九  
 婚配機密ノヲ 三百二十  
 婚配機密ノ神立ナルヲ 三百二十一

婚配機密ノ外儀

三百二十二

婚配機密ニ於テ與ヘラル、恩寵

三百二十三

聖傳機密ノ一

三百二十五

聖傳機密ノ神立ナル一

聖傳機密ニヨリテ授與セラル、

三百二十六

恩寵

聖傳機密ニ於テ可見ノ表示

三百二十八

第五分類

世界ノ運ノ成全者神ノ事

〔二〕人ノ末後ノ運ノ事

人ノ靈魂ノ不死

三百三十

體軀ノ死スル一

三百三十一

私審判ノ一

三百三十二

私審判以後靈魂ノ景情

三百三十四

私審判以後罪魂ノ景情

三百三十七

未決ナル或靈魂ノ景情

三百三十九

天ニ在ル教會ト地ノ教

會ノ合一ナル一

神使ヲ尊敬シ及ヒ呼祈スル一

三百四十一

至聖神母ヲ尊敬シ及ヒ讚榮スル

三百四十五



神母ニ呼祈スルヲ	三百四十七
聖人ヲ尊敬スルヲ	三百四十九
聖人ヲ呼祈スルヲ	三百五十二
聖人ヲ尊敬呼祈スル史傳ノ證	三百五十七
聖尸ヲ尊敬スルヲ	三百五十九
聖像ヲ尊敬スルヲ	三百六十三
死者ノ爲メニ祈禱獻祭スルヲ	三百六十九
「アンタイーハリスト」ノヲ	三百七十八
(三) 世界末後ノ運ノ事	

イエススハリストス榮光ニ乘シ	三百八十八
地上ニ再臨ノヲ	三百八十九
イエススハリストス地上ニ再臨スル時ノ前兆	三百八十九
死者ノ復活	三百九十一
復活セシ体ノ性質	三百九十六
世界ノ終ルヲ	三百九十七
終審判ノヲ	三百九十八
審判ノ目的	四百一
世界ノ審判者	四百二

神ノ公ナル終審判ノ結成

四百三

罪ヲ受ケシ罪人ノ處罰

罰ノ各様ナルヲ

四百六

罰ノ永遠ナルヲ

四百七

義人ニ賞アルヲ

四百九

義人ノ福ノ永遠ナルヲ

四百十三

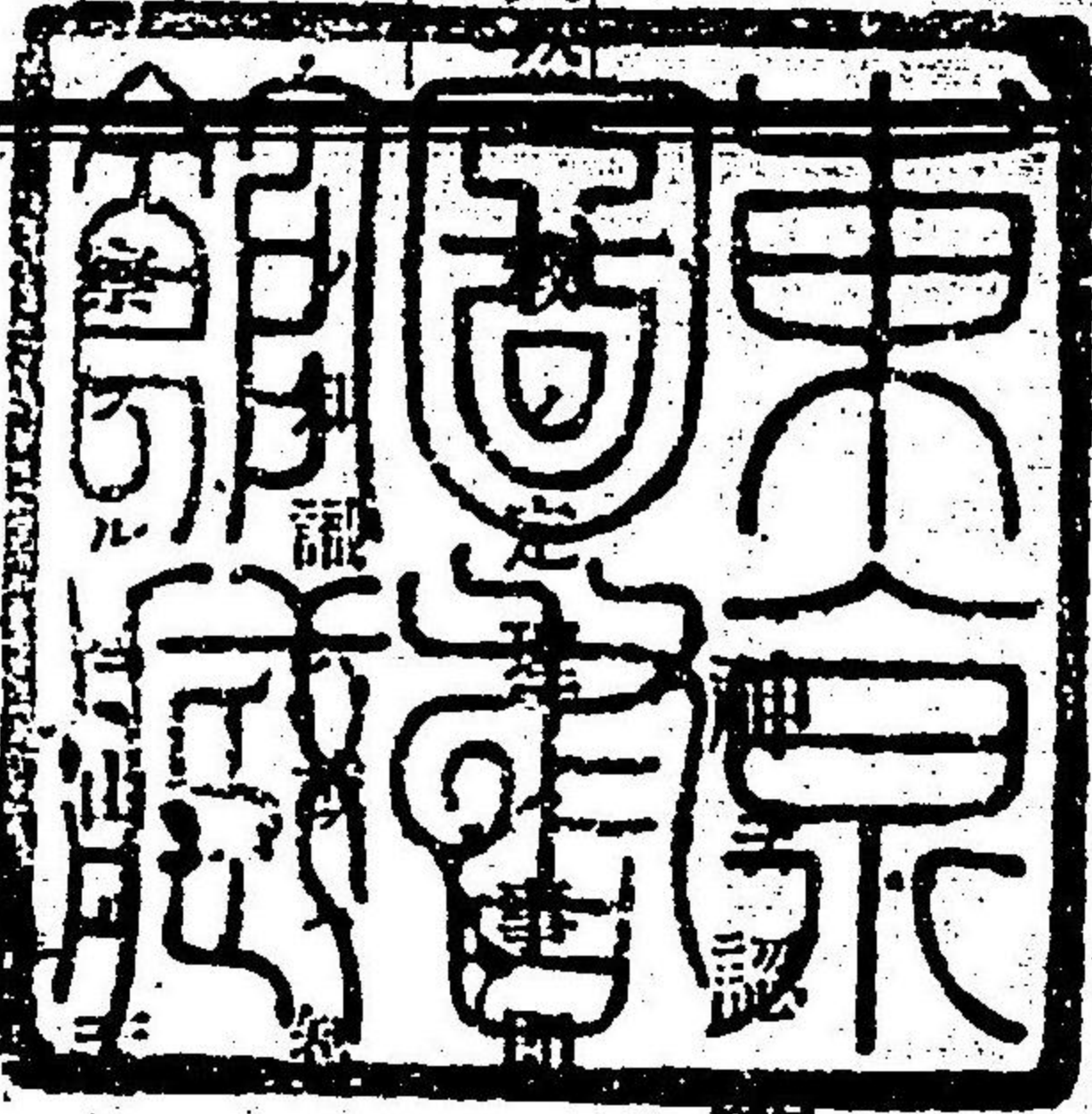
義人ノ福ノ各様ナルヲ

四百十四

正教定理略解

ユストロマ主教 プラトン 撰

堀江復 譯



認識スル方法

神ノ事ト神カ世界ニ關係スル事ヲ知ル  
慧ヲ以テ見ユルト見エザル天地方有テ觀  
然ノ道ヲ以テ得或ハ神ノ特示ニ由リ天然  
而上ノ道ヲ以テ得ルナリ

造物主ハ己レヲ其功用ニ顯ハセルヲ使徒パウエルカ證シテ  
異教人ハ之ヲ榮シ之ニ謝スルニ神ヲ以テセサルニ因リ神

ノア  
リ天

カ一天然  
以上ノ一

ノ前ニ推諉スヘキ無シ  
 神ノ德義法ノ了解ハ人ノ心情ニモ良心ニモ銘セラレタリ  
 十四、十五ノト雖智慧ヲ以テ天地万有ヨリ汲來ル神ノコト  
 神カ世界及人ニ關係スルコトノ知識ハ劣弱褊小ニシテ時ト  
 シテハ甚ク錯誤スルコトアリ史ハ古今ノ學士賢哲カ神ノ事  
 ナ想像議擬證明スルニ唯其一己ノ智ノ導ク所トナリテ太  
 甚シキ迷謬妄信ニ陷リシヲ證ス  
 神ト神カ世界ニ關係スルコトノ全ク且真正ナル知識ハ獨リ  
 人ニ與ヘラレシ神ノ特示ヨリ汲得スルナリ神ハ諸時多端ナ  
 以テ選人ニ由リ己レノ事ト己レノ意旨トヲ人々ニ啓示セリ

此ノ如ク神ノ特示ハ神ノ子カ世界ニ現出スルニ至ルマテ  
 ハ初人及ヒ諸祖預言者ニ在リ無上且ツ最完全ナル特示ハ  
 神ノ子主神我等カ救主イエスキリストス永遠ノ神言ナ  
 ル者ヲ以テ成全セリ  
 「イオアン一  
 一乃至十五」  
 「昔シ神ハ諸預言者ニ因リ多方ヲ以テ屢々列祖ニ語ケ今此  
 季世ニ於テハ我等ニ語ルニ其子ヲ以テス」  
 「エウレ一」  
 特示ハ神ノ子カ活言ヲ以テ示ス所ノ者ニシテ神カ其特示  
 ナ賜ハリシ諸選聖人ハ之ヲ傳フルニ或ハ口ヲ以テシ或ハ  
 書ヲ以テセリ此等ノ人ハ各時各處ニ於テ人ノ種々様々ナ  
 ル必需應用ノ求メニ依テ記述スト雖皆同一ノ精神ヲ以テ

充タサレタル書ハ「ビニア」ト名ツクル神書ヲ成ス此書  
 ナ聖書又ハ神詔ト名ツクルハ神自ラ而ノアタリ示サレク  
 ル神ノ特示ヲ述ベ特ニ神ノ聖神ノ感シニヨリテ記シタル  
 ニヨルナリ「經ノ預言ハ盡ク人意ヨリ來ルユアラス神ニ屬  
 スルノ聖人聖神ニ感シテ言フナリ」  
 一ノ廿、廿一 後書 預言者ハ  
 屢々言フ「主ノ言ハ我ニ在リ主ハ我ニ語レリト」  
 例ハ一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

聖書

聖書ハ其由テ起ルノ時ニヨリ舊約書ト新約書トアリ預言  
 者モイセイ及其他ハ「リスト」スノ降生ニ至ル迄ノ諸預言者

入典聖書

カ録シタル書ハ舊約書ニシテハ「リスト」スノ降生後使徒及  
 ヒ福音經ノ記者カ傳ヘタル書ハ新約書ナリ舊約書ハ概テ  
 エウレイ語ヲ以テ録シ新約書ハグレナヤ語ヲ以テセリ  
 聖書ハ入典書ト不入典書トアリ入典ト名ツクルハ信ト行  
 ノ一定不易ナル法規ヲ成スモノナルニ因リ且教會ノ典即  
 ナ目錄ノ中ニ入ルモノナルニ因ルナリ教會ハ此入典ナル  
 書ヲ尊フベク且聖ナルモノニシテ神ヨリ出テ神ノ特示ヲ  
 得ルモノト名ツケ且承認ス  
 使徒規則八十五ラオ  
 デイキヤ會規則六十  
 舊約聖書ノ中或書ト入典書ノ中或部分トハ不入典書ト名  
 ツク此レ教會聖書ノ典即チ目錄ノ中ニ入ラザルモノナル

不入典書

ニ因ル彼レハ其載スル所極メテ有益ナリトイヘル教理ヲ  
 定ムルコトニ至テハ入典ノ書ガ有スル如クナル重キヲ有セ  
 ザルナリ  
 教會ニテ無論ニ認メテ神ノ特示ヲ得タルモノトスル聖書  
 ハ舊約中ニ在テハ左ノ如シ  
 一創世記  
 二出埃及記  
 三利未記  
 四民數紀零  
 五復傳律例書

六 イイススナウンノ書  
 七 士師記并ニ之ガ増補ト言フヘキルフ記  
 八 一番ヲ分ツテニツトスル第一第二列王紀零  
 或ハ撒母<sup>サム</sup>前後書<sup>イル</sup>トモ云フ  
 九 第三第四列王紀零 或ハ列王紀零上下トモ云フ  
 十 歷代志零上下篇  
 十一 エズドラ第一書及ヒ同ク第二書ナリ即チダニヤノ  
 題名ニテエミヤノ書トイヘルモノナリ  
 十二 エシフリノ記  
 十三 イオフノ紀

十四詩篇

十五ソロモン箴言

十六同ク傳道書エクレシヤ

十七同ク雅歌

十八預言者イサイヤノ書

十九イエレミヤノ書

二十イエゼキイリノ書

廿一ダニエルノ書

廿二十二預言者即チチシヤ イオイリ アモス アウデ

イオナ ミヘイ ナウム アウウナム ソホニヤ

舊約不入典書ノ目

アゲイザハリヤ及ヒマラヒヤノ書

舊約不入典書ノ目ハ左ノ如シ

エズドラノ第二書 トウイトノ書

イウデアノ書 ソロモンノ智慧書

シラフノ子イイススノ智慧書

マカウエイノ第一二三書 エズドラノ第三書

同ク入典書中不入典ノ部分ハ左ノ如シ

歴代志畧下篇ノ尾イウデア王マナシヤノ祝文

エシフリ書ノ始メ入典書ノ一節ニ至ル同ク第三章ノ尾

十三節以下同ク四章ノ尾十七節以下同ク五章内一節ト

二節ノ間ノ文、同ク第八章ノ尾十三節以下、同ク十章ノ三節以下

ダニイル書中第三章内二十四節ヨリ九十節ニ至リ同ク三十四章

舊約書ハ左ノ四類ニ分ツベシ

- 〔一〕律法書ナリ即チ舊約ノ第一義ヲ成ス者
- 〔二〕史記ナリ即チ特ニ虔敬ナル人民ノ史傳ヲ載スル者
- 〔三〕教書ナリ即チ信スヘク且行フヘキ教道ヲ載スル者
- 〔四〕預言者ノ書ナリ是レ事ノ將來ニ關スルモノヲ述ル先知ノ語即チ預言ヲ載スル者ニシテ更ニイススハリスト

スノ事アリ

律法書ハモイセイガ述フル書ナリ其數五ツアリ創世記、出埃及記、利未記、民數紀、復傳律例書

イススハリストスハ自ラ此五書ヲ總テモイセイノ律法ト稱セリルカ廿四

創世記ハ世界ト人ノ創造ノコトノ傳ヲ載セ次テ初時人間ノ虔敬ノ史記ト法例ト有リ其他ノ四書ハ預言者モイセイノ時ノ虔敬ノ史記ト神ヨリモイセイニ由リテ授ケラレシ律法ヲ載ス

舊約ノ史記ハイイススナウインノ書、士師記、ルフ記、列王紀、

教書

歴代志畧 エズドラノ書、ネエミヤノ書及ヒエシフイリノ書ナリ  
 教書ハイオフノ書、詩篇及ヒソロモンノ書ナリ  
 詩篇ハ虔敬ノ教ニシテ且其詩史ニ指明スル所ハ救主ハリ  
 ストスノ事ニ論及スルノ預言ヲ多ク含有ス彼レハ祈禱及  
 ヒ神ヲ讚榮スルニ好妙ナル教導ナリ是ヲ以テ教會ノ神ニ  
 奉事スル禮ニ於テ必ス之ヲ用フ

預言者ノ書

預言者ノ書ハ預言者イサイヤイエレミヤイユゼキイリダニ  
 イル及ヒ其他十二人ノ書ナリ

新約書ハ二十七ニ分ツ

其内律法書即チ特ニ新約ノ本源ヲ立ツル者ハ真ニ「エワ  
 ン」

新約律法書

「エワ」ト名ツクベシ福音記者マトフエマルシルカ及ヒイ  
 オアンカ述ヘタル四書是ナリ

「エワ」ハグレチヤ語ニシテ即チ福音ノ義ナリ嘉音  
 又ハ喜音トモ曰ヒ中ニ史記ト定理トチ含有ス彼レハ我等

カ主イエススハリストスノ神タル事ト其地上ニ臨マレンシ  
 事ト其地上ニ在リシ事ト其奇蹟異能及ヒ救贖ノ教ノ事ヲ  
 報シ終ニソノ十字架ノ死ト光榮ノ復活及ヒ昇天ノ事ヲ報  
 ス。此書福音經ト名ツクルハ神ナル救世主ノ事ト永遠ノ救  
 ノ事ノ報ヨリ喜嘉スベキ報信ハ人ノクメニアルヘカラサ  
 ルニ因ル



史書

新約書中ニ史アリ聖使徒アポストル行實ノ書是ナリ此書ハ聖神ノ使徒ニ降りシ事トハリストスノ教會カ使徒ニ由テ弘マリシ事トチ傳フ

「アポストルト」トハ譯スレバ奉使者ナリ我等カ主イイススハリストスヨリ使ハサレテ福音チ傳ヘタル選弟チ稱スルニ此名チ以テス

教書

新約ノ教書ハ七公書ナリ即チ使徒イアコフノ書一、ペイトルノ書二、イオアンノ書三、イウダノ書一ナリ使徒パウエルノ書ハ十四アリローマ人ニコリソフ人ニコ二、ガラタイヤ人ニコエ、フェス人ニコフリ、プロ人ニコロス、人ニコフェサ、ロニカ或ハソルソ人

預言者ノ書

ニニティモフェイニコ二、タイートニコフリ、モンニコエウレイ人ニコ遺ハオモノ是ナリ

新約書内一ノ預言者ノ書アリ「アボカリ」アシスト曰フグレチヤノ語ニ譯スレバ即チ特示若クハ默示ノ意ナリ此書ハハリストスノ教會ト全世界ノ將來ノ命運ノ深奥ナル顯象チ含ム

聖書ノ神出ナル事

神ノ聖書ハ其包涵スル所ニ依ルニ萬國萬世億兆ノ智慧ヲ以テ信ト德行トノ一ヲ既ニ能ク言ヒ且能ク言ハントスル者ニ超勝卓絶スルナリ此書ハ人ノ靈性ノ所缺須要ニ全ク

ア内部ノ重キニヨリテ見ル

他カシメ唯人ノ高上ナル完全ト永遠ノ救ノ爲メニ緊要ナル知識ヲ得セシムルノミナラズ更ニ之ガ爲メニ眞確ナル方法ヲ指明ス凡ソ聖書ノ道ハ盡備合一ナルト全ク眞實ナルトト有シ互ニ密接ナル脈絡連串アリテ彼此相説明スルナリ經ハ聖神ノ感ニ由ル而シテ教誨、督責、正修及ヒ義ニ練達ナラシムルニ益アリ神ニ屬スルノ人全備ニシテ百ノ善事ヲ行フニ備ハラサルナキヲ致ステイモフエイ後書三ノ十六、十七神ノ聖書ハ凡テノ關係ニ於テ全ク備ハリ之カ仇敵ノ一モ神ノ固有ノ欠乏チ一モ看出ス所アラズ翻ツテ無數ノ群衆ハイイススハリストスガ人若シ其旨ニ違フチ願ハ、此教ノ神ヨリ

カ外部  
ノ徴効ニ  
ヨリテ見  
ル

ア) 奇蹟

スルカ或ハ我ノノ自言ナルカヲ知ランイオアソトノ言ノ眞實ナルヲ既ニ經驗シテ之ヲ知リ今尙經驗シテ之ヲ知ルヲ致ス  
其内部至大ノ重キニヨリテ顯ハル、聖書ノ神出タル源由ハ主カ之ヲ衛護シ賜ヘル見ル可キ外面ノ徴効ヨリスルモ明然タリ此徴効ノ首ナル者ハ奇蹟ト預言ナリ  
奇蹟ハ外感ニ屬シ物則ニ超絶スル神ノ功用ナリ例ヘハ一言ニシテ多年重病ニ苦ム者ヲ愈ヤシイオアソ五章マトフェニ至ルイオ死者ヲ復活セルルカ七ノ十一、八ノ四カ如シアソ九章蓋シ唯神ハ自ラ直チ奇蹟ハ神ノ特示ノ的確ナル證左ナリ

奇蹟ヲ行ヒ又ハ其使者ヲ以テ行フヲ得ベシ唯能ク奇蹟ヲ行フイズライリノ神ハ讚揚セラルベシ〔詩篇七十〕主イエススハリストスハ自ラ其行フ所ノ奇蹟ヲ其神タルノ重ト教トノ諍フ可ラサル憑據トシテ指明セリ〔イオアン五ノ十七、三十八マ〕

奇蹟ハ世界ノ秩序ト法トヲ壞ルコアラズ何ニトナレバ奇蹟ハ亦猶物則ノ如ク神ノ永遠ノ定メト主意ノ中ニアレバナリ

カ 預言

奇蹟ハ唯神ニ應スル至聖ナル目的ノ爲メニ行ハル、ナリ預言ハ將來ノ事ヲ預メ指教スルノ言ニシテ即チ受造者ノ

智慧ノ想像憶度ヲ以テ預知シ或ハ預言スル者ノ天性ノ景情ニヨリテ詳説スルヲ能ハサルモノニシテ必ス應驗スヘキモノナリ

預言ハ聖書ノ神出ナルコトノ明白較著諍フ可ラサル憑據ヲ前ス何ニトナレバ獨リ神ハ其全能ノ力ヲ以テ將來ニ成ルベキノコトヲ盡ク知レハナリ爾宜ク昔ヨリノ古事ヲ追憶スヘシ蓋シ我ハ乃チ神我ノ外復タ他有ル無キナリ我レ始メニヨリテ示スニ終リテ以テシ亦古時ニヨリテ示スニ未成ノ事ヲ以テス〔イサイヤ四〕預言者イサイヤ異邦ノ神ノ無ナルヲ其預言スル能ハザルヲ以テ證ス曰ク爾宜ク我

ニ告ルニ將來ノ事ヲ以テスヘシ我等ハ將コ爾ノ實ニ神タ  
 ルヲ知ラントス イサヤ四十 預言ノ應スルニヨリテ則チ  
 其預言者ハ誠ニ主カ遣ハス所ノ者ナルヲ知ルベシ イエレ  
 ノ十八 九

舊約新約ノ聖人ハ天上ノ默示若クハ神ノ特示ニヨリ將來  
 ヲ預言セシ ペ一ノ廿、廿一 後書 ガ主 イイスス ハリスト スハ 人性  
 ナ己レニ受ケタル全知ナル神トシテ自ラ預言セリ此ノ如  
 ク創世記六七八章ニ掲載セル全世界洪水ノコトノ預言ト  
 アウラアムカ其子孫ノ異邦ニ旅トナリテ奴使虐遇ヲ被フ  
 ル四百年奇異ニシテ之ヲ免ルベシ 創世記十五ノ十三、十四  
出埃及記十二ノ四十 ガ

ラテヤ 三 トノ預言モ同ク神ヨリスルコト昭々タルナリ。何  
 ニトナレバ如何ナル人智モ此ノ如キヲ預見スル能ハズシ  
 テ人ハ己レノ力ヲ以テ其預言シタル所ヲ成ス能ハサレバ  
 ナリ即イイススハリストスカ自己及ヒ使徒ノ生命ノ事ト  
マ ト フ エ イ 二 十六 ノ 三 十四 イ オ ア ン 十三 ノ 廿 一 ル カ 十八 ノ  
三 十一 ヨ リ 三 十三 ニ 至 ル 行 實 一 ノ 四 、 二 ノ 一 ヨ リ 二 十二 ニ  
至 ル カ 廿 一 ノ 十二 イ オ ア ン 十五 ノ 二十 、 マ  
ト フ エ イ 十 ノ 十七 、 廿 六 ノ 七 、 マ ル ク 十四 ノ 三 、 マ  
 命運即チ其教ハ全世界ニ傳ハリ マ ト フ エ イ 廿 四 ノ 十四 マ ル  
ア ン 十二 ニ 其 教 會 ハ 堅 立 不 移 ニ シ テ 世 ノ 終 リ ニ 至 ラ ン マ ト  
フ エ イ 十八 ノ ト ノ 預言及ヒ其他數多ノ事件ニ關スルモノ皆是ナ  
 リ

### 聖傳

聖傳ハ教ノ定理ノ一又ハ教會ノ事件ト規則ノ一ノ傳ヘコ  
 シテ聖神ニ頼テ開示セラレタルモノ即チ使徒ヨリ以來活  
 言ヲ以テ相傳ヘ至公教會ノ綿々不絶ノ教導證明ニ頼リテ  
 現時ニ至レルモノナリ

聖傳ノ要  
 重ナルヲ

傳ハ我等チ聖書ニ言ハサル所ノ眞理ニ導キ書中ニ述フル  
 所ノ事ハ解説シテ之ヲ明白ニシ且書ノ眞意ヲ確定シテ自  
 意變更ノ説ニ備フルナリ使徒曰ク爾チ兄弟宜シク堅立シ  
 テ或ハ我が口宣ヲ以テ或ハ我カ書信ニ由テ教ヲ蒙ツル所  
 ノ傳ヲ固守スベシ

〔前書十一ノ二〕聖傳ト  
 〔後書二ノ十五テイモフイ前〕  
 〔六ノ廿コリソフ前書十一ノ二〕

聖書トハ一様ノ重ヲ有スルナリ聖大ワシリイ曰ク教會ニ  
 於テ守ル所ノ定理ノ中或ハ聖書ニ開發スル教理ニ得ルモ  
 ノ有リ而シテ其他使徒ノ傳ニヨリテ我等ニ達スル所ノ者  
 ハ我等ハ穩密ニ之ヲ得タリ然レニ彼此二者ハ虔敬ノ爲メ  
 ニ同一ノ力ヲ有持ス

〔聖神ノトイコニヤノ主教アソ〕教會ノ  
 〔フロヒイニ達スル書二十七章〕  
 〔父師ハ其初世ヨリ堅ク使徒ノ傳ヲ守ルコトヲ勸說セリ〕  
 〔セウイイ教會歴史〕  
 〔全地公會ニ於テ教ノ定理ヲ議シ及ヒ異端  
 者ヲ責ムルアレハ恒ニ必ス聖傳ヲ引證ス例ヘバトルーリ〕

第六公會ノ第一第二ノ規則ニ曰ク吾カ聖神父等ノ教及ヒ  
 公教會ノ傳ヘニ順テ我等ハ定ム云々其以後モ此ノ如ク公

會ノ定規ハ傳ニ基ツケリ

教會ハ神ノ特示ノ守護者ニシテ且講明者ナリ

神ハ其言ヲ其建ツル所ノ教會ニ信托セリ聖書ハ正シクシ  
テ且神ノ默示ニ循ヒ書スルモノニシテ他意ヲ其中ニ加ヘ  
サルモノナルヲ信用スルハ唯教會ニヨルナリ何ニトナレ  
バ教會ハ管聖書ノミナラス其真正ノ意思ヲ主イエイススハ  
リストス及ヒ聖神ヨリ受ケタレバナリ教會ハ神ノ聖書ノ  
真正ナル守護者ニシテ并セテ其建立ノ始ヨリ之カ無玷ノ  
講明者ナリ此クテ世末ニ至ラントス何トニナレバ公教會  
ハ己レニヨリテ嘗テ言ハズ今且言ハス乃チ常ニ有シテ其

師ト爲シ以テ世末ニ至ルノ聖神ヨリテ言フヲ以テナリ

故ニ教會ハ其信托セラレタル特示ノ聘質ヲ全ク傷ハスシ

テ守リ且永遠ニ之ヲ守ラントス「教會ハ乃チ眞理ノ柱ト基

ナリ」<sup>テ</sup>書三ノ十五<sup>前</sup>主イエイススハ自ラ教會ニ聽

クコトハリストス自ラニ聽ク如クスベキヲ命セリ<sup>ルカ</sup>

十六、<sup>マ</sup>トフ<sup>エ</sup>イ<sup>イ</sup>教會ノ敵ハ則チ眞ニ神ノ敵ナリ聖教會東總

主教等ノ書ニ曰ク我が教會ノ定理及ビ教法ハ聖ナル全地

公會ヲ以テ推格シ正シク且敬虔ニシテ證明確定シタルモ

ノナリ或ハ之ヲ増加シ若シハ之ヲ減損スルヲ許サ、ルナ

リ故ニ之ト合シテ正教ノ神ノ定理ニ從ハシト欲スル者ハ

教會其法  
規於徒  
效スル  
私會ノ

正直徒順ニシテ些少ノ鑿空好奇ノ念ヲ絶テ凡ソ諸父カ古  
傳ヲ以テ明定確立シ使徒以來其後任タル我教會ノ捧主諸  
父カ聖ナル全地公會ヲ以テ確定シタル所ノモノニ倣法服  
從セサルヘカラス〔正教ノ書〕  
教會ハ主教ノ誘導治理ニ任セラル、ナリ故テ以テ主教ノ  
會議ハ教會ノ聲ヲ成ス教會ハ今日教法及ヒ其事爲ノ方法  
ニ於テ七公會及ヒ九私會ト聖ナル諸父ノ規則ニ從效スル  
ナリ  
公會ハ〔一〕コケヤノ初公會ナリ即チ三百二十五年ニ當リ三  
百十八人ノ神父ヨリ成リシ者ナリ

- 〔二〕コンスタンティノールノ初公會ナリ三百八十一年ニ於  
テ百五十人ノ神父ガ會セシ者ナリ
- 〔三〕エッフェスノ公會ナリ四百三十一年ニ於テ二百人ノ神父カ  
會セシ者ナリ
- 〔四〕ハルキドンノ公會ナリ四百五十一年ニ於テ六百三十人  
ノ神父カ會セシ者ナリ
- 〔五〕コンスタンティノールノ第二公會ナリ五百五十三年ニ  
於テ百六十五人ノ神父カ會セシ者ナリ
- 〔六〕コンスタンティノールノ第三公會ナリ六百八十年ニ於  
テ百七十人ノ神父カ會セシ者ナリ六百九十一年ニアリシ

トル<sup>リ</sup>公會ヲ之ニ附加ス

〔七〕ニケヤノ第二公會ナリ七百八十八年ニ於テ三百六十七人ノ神父カ會セシ者ナリ

私會(即チ地方會)ハアンキル〔三百十四三百十五年ニアリ〕ネ  
オケサリヤ〔三百十五年ニアリ〕カルフッゲン〔三百十八年ニア  
リ〕ガングル〔三百四十年ニアリ〕アンタイオヒヤ〔三百四十一年  
ニアリ〕サルド〔三百四十七年ニアリ〕ラオヂキヤ〔三百六十四  
年ニアリ〕コンスタンティノ<sup>ー</sup>ポリ〔三百九十四年ニアリ〕ノ諸  
會ナリ右ノ會講ト或聖ナル神父等ノ規則ハ同ク第六至公  
會ノ善ミスル所トナリ其第二ノ規則ニ示サレタリ第九世

信經ノ

ニ於テ此ノ八ツノ私會ニ八百六十一年ニアリタルコンス  
タンティノ<sup>ー</sup>ポリノ會即チ二次會ト稱スルモノ、定例ト「ソ  
フィヤ」聖堂ニアリタル八百七十九年ノ會ノ規則ヲ附加セリ  
聖教會ハ聖書ノ信徳ノ道理ヲ信經ニ述フ  
信經ハ簡短ニシテ精確ナル言ヲ以テ初二ノ全地公會ニ論  
述シタル「ハリステア<sup>ニ</sup>」ノ必ス信スヘキ教理ニシテ「ハリ  
ステア<sup>ニ</sup>」ノ爲メニ天下萬世不易ノ信鑑ナリ爾後ニアリ  
シ公私會議ハ恒ニ之ヲ認メテ犯スヘカヲサル鑑ト爲ス  
可キノ信論ト爲シリ時ノ事情應用ニ依リ集議ニ於テハ唯  
信經ニ説ク所ノ信ノ道理ヲ講明シテ定<sup>○</sup>理<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>解<sup>○</sup>説<sup>○</sup>ヲ成<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>リ



信經ハ十二端ニ分ツ

第一端ハ示スヲ左ノ如シ曰ク我レ信ス唯一ノ神父、全能者  
天地及ヒ凡ソ見ユルト見エサル物ノ造成者ヲ

第二又信ス唯一ノ主イイススハリスリース神ノ獨生子、世々  
ノ先ニ父ヨリ生レ光ヨリノ光、眞神ヨリノ眞神、生レテ造ラ  
レシニアラズ父ト一体ニシテ萬物彼レヨリ造ラレ

第三彼レ我等ノ爲メ又我等ノ救ヒノ爲メニ天ヨリ來リ  
聖神ニ因リ童女マリヤノ体ヲ藉リテ人ト爲リ

第四又我等ノ爲メニボンテイピラトノ時十字架ニ釘セラ  
レ難キ受ケテ葬ラレ

第五第三日ニ聖書ニ言ヘルカ如ク復活シ

第六天ニ昇リ父ノ右ニ坐シ

第七光榮ヲ顯ハシテ生死者ヲ審判スルカ爲ニ還タ來リ彼  
レノ國終リ無カラント

第八我レ信ス聖神生テ施スノ主ハ父ヨリ出テ父及ヒ子ト  
共ニ敬拜崇頌セラル預言者ヲ以テ嘗テ諭セシキ

第九我レ信ス唯一、聖公、使徒ノ教會ヲ

第十我レ認ム唯一ノ聖洗以テ罪ノ赦シテ得ルヲ

第十一我レ望ム死者ノ復活ヲ

第十二並ニ來世ノ生命ヲアミン

信經ニ於テ教理ヲ述フルハ(一)本体ニ於テハ一ツニシテ位  
ニ於テハ三ツナル神ノ事ナリ(二)世界及ヒ神使ト人ノ造物  
主及照管者ノ事ナリ(三)罪ニ陥リシ人ノ救主ノ事(四)施聖者  
ノ事及ヒ(五)世界ノ命運ノ全成者ノ事ナリ  
正教定理ノ説明モ亦此次序ニヨリテ顯ハス

第一分類

〔二〕本体ニ於テ唯一ナル神ノ事

特示ト睿智ノ無上第一ナル真理ハ神アルナリ即チ本体ニ  
於テハ一ツニシテ位ニ於テハ三ツナル自有成全ノ神見ユ  
ルト見エサルノ世界ノ造物主且照管者ナリ神ハ神ナリ即  
チ自由單一ニシテ如何ナル形質モアルナク合成モ分開モ  
變易モアルナキモノナリ神ハ乃チ神ナリ  
〔イ〕オアン神ハ乃  
チ主ナリ  
〔コ〕リソフ後  
〔神性ハ合成セシモノニアラスシテ全  
ク生命ナリ〕  
〔ボ〕アテルノ聖イラリ  
〔イ〕聖三者ノコノ書  
神ハ自己ニ何者ヲ有セルヤ或ハ其本体ハ如何ナルヤハ得

全及ヒ之  
カ分開ノ

テ講明スル無シトイヘキ聖書ハ人間ノ智力ニ應シテ神ノ  
成全若クハ其性質ヲ指明ス

有在ニ就テ觀察スヘキ神ノ性質ハ自有、永遠、不易、在ラサル

所無キナリ神ノ性命ニ就テ言ヘハ智ハ全智ニシテ且聰明

ナリ、意旨ハ自由、全能、聖、仁慈ニシテ且義ナリ感觸ニ就テ言

ヘハ有福ナルナリ

自由ナル

神ノ自有ハ神ノ性質ニシテ神ハ必ス自ラ存在シテ何者ニ

モ何事ニモ倚頼スルナクシテ万物ニ生命ヲ與フルモノナ

リ神ハ自ラ己レノコトヲ謂テ曰ク「我レハ是ナリ即チ居ル

者ハ我レナリ」出埃及記三ノ十四ダマスコノ聖イオアン之ヲ講明シ

永遠ナル

テ曰ク「此レ神ハ自己ニ全生命ヲ包括シテ萬有ノ生命ハ之  
ニ係属スルヲ示ス」正教講述一卷

神ノ永遠ナルハ無始無終時限ノ外ニ存在スルナリ即チ永

久ノ生活ナリ聖書ニ神ヲ永遠ナル者イサイヤ四獨一不死

ナル者ト名ツクテモフエイ前書六ノ十六アウグスティン曰ク「使徒ハ何ニ

由リテ神ヲ指シテ彼レハ獨リ不死ナリト謂フヤ即チ唯彼

レハ不易ニシテ彼レハ獨リ眞ノ永遠ナルニ因ルイオアン福音經講

三說章廿

不易ナル

神ノ不易ナルハ此ノ如キ性質ニシテ其本体ニ於テモ功用

ニ於テモ永遠一ニシテ且同ク存在スルナリ神ハ自ラモ自

有ナルモノトシテ其有在ニ如何ナル改變更換モ受ケス何者モ何事モ其本体功用ヲ變易セシムルヲ能ハズ

聖書ニ明言シテ曰ク「我レハ爾ノ主神ナリ變易セズ」ヤ一三ノ

六「彼レニハ變易無ク變移ノ晷影モアル無シ」イアコフ一ノ

十六ノ十六  
十七参考

在ラサル所無キハ神ノ有在ノ性質ニシテ神ハ如何ナル廣狹時限ニモ限制局束セラル、コナク隨在常時萬有ノ中ニ

在リ造物ト分レス又之ト混セスシテ永遠單一ノ性ヲ以テ

留存スルナリ聖書ニ神ニ逃ル、所アラサルヲ言テ曰ク我

レ何ニ由テ爾ノ神ヲ逃ルヲ得ンヤ何ニ由テ爾ノ面ヲ避ク

在ラサル  
所ナキ

ルヲ得ンヤ詩篇百三十九ノ七「我レ豈天地ニ充タザランヤ」

イニレミヤ廿三ノ廿三、廿四、  
ロモン智慧書十九ノ廿一参考

アマスクノ聖イオアンノ書ニ曰ク「宜ク知ルヘシ神ハ部分

アラス隨在且全クシテ咸ク有ルヲ即チ四体ノ分レテ或一

分ハ或一分ニ在ルカ如クナラス乃チ尽ク萬物ノ内ニ在リ

又尽ク萬物ノ上ニ在ルナリ」正教講述一  
卷十三章

若シ聖書ニ神ハ天ニ在リ若クハ地上何處ニ在リト曰ヘル

ハ此レ神ノ功用恩寵カ其處ニ於テ明々ニ且數々顯ハル、

ヲ示スナリダマスクノ聖イオアン曰ク「天上ニ在リトハ蓋

シ彼ニアリテハ其旨ヲ遵奉シテ常ニ神ヲ讚揚スル神使ノ

全知ナリ

居ル有ルヲ以テナリ地ニ在リトハ蓋シ地ニ於テハ人ト偕  
 ニ其体中ニ居レリ聖堂ニ在リトハ蓋シ特ニ信者ニ其恩寵  
 ナ施シテ其言ヲ傳フルアルナリ此ノ如ク凡ソ或方法ヲ以  
 テ神ノ恩寵ノ顯著セル處ハ其在處ト名ツク〔五〕正教宗鑑十  
 神ハ至高無上ナル智慧ナリ神ノ智慧ハ至高無上ナル識力  
 智徳ヲ抱有ス神ハ同時ニ尽ク洞知洞見シ自己ヲ知リ凡ソ  
 在ルモノ在ルヘキモノ過去ト現在ト未來トヲ知ルナリ受  
 造者ノ萬般ノ思念心意ト至大至小ノ事物トヲ知ルナリ物  
 トシテ其前ニ隠ル、無ク乃チ皆裸ニシテ其目前ニ顯露ス  
〔エウレイ四ノ十三詩篇百三十九〕

容知ナリ

神ノ意旨

神ノ容知ハ至高無上ナル目的ヲ達スルカ爲メニ萬全ノ智  
 識ヲ以テ最良ナル方法ヲ擇フニ在リ聖書ニ神ハ獨一睿智  
 ナル者ローマ十六ノ廿七テモフエ一ノ十七テニシテ衆人ニ智慧ヲ賜フヲ言  
 テ曰ク主ハ智慧ヲ賜フ智識聰明ハ其口ヨリ出ツ箴言二ノ  
六イアコ  
一五一全世界ハ神ノ睿智ノ功用憑據ナルヲ言テ曰ク主ハ容  
 智ヲ以テ萬物ヲ造ル詩篇百零  
四ノ廿四  
 神ノ意旨ハ其性質タル凡ソ其造物ニ一ニ唯善ヲ欲スルノ  
 ミニシテ其欲スル所ハ如何ナル障礙モ如何ナル困難モア  
 ルナクシテ之ヲ成スナリ天上地下我等ノ神ハ欲スル所ヲ  
 尽ク成セリ詩篇百十  
五ノ三一言シテ萬物在リ一令シテ萬物造テ

受ク〔詩篇百四〕  
〔十八ノ五〕

神ノ意旨  
ニ属スル  
者ノヲ

自由

神ノ意旨ニ属スル者ハ自由、全能、聖、仁慈、義是レナリ  
神ノ意旨ノ自由ナルハ如何ナル事物モ之ヲ強使強逼スル  
アルナクシテ欲シ且行フノ力ヲ有スルニ在リ

此ノ如ク神ハ自由ヲ以テ世界ヲ造レリ曰ク欲スル所ヲ尽

ク成セリ〔詩篇百十〕神ハ唯己レノ意志ニ循テ萬事ヲ行フ  
ス一ノ  
十一ノ

福アツグステン曰ク凡ソ神カ爲セル所ノ者ノ原因ハ乃チ

其意旨ナリ〔詩篇百三十〕  
〔四ノ講説〕

全能

神ノ意旨ノ全能ナルハ神ハ欲スル所アリ且何ヲ欲スルモ

皆能ク之ヲ行フヲ得ルニ在リト雖ヒ但其神性ト應スル者

ヲ行フナリ何ニトナレハ己レヲ認メサルコト能ハサレハ

ナリ〔テモコエ後〕其欲スル所ノ成ルハ何者モ何事モ瞬間モ

之ヲ妨碍阻止スル能ハス我レ知ル爾チハ能ク萬事ヲ成シ

且凡ソ謀ル所ノ者ハ咸テ爾ニ碍ハルヲ無キチ〔約百記四〕  
〔十二ノ二〕

聖ナルヲ

神ノ意旨ノ聖ナルコトハ神ハ惟其己レニ包有スル所ノ善

ニ向フノ高尙ナル心意ノ基本ニ效用スルト造物ニ於テ唯

其神出道德ノ法ト合フ所ノモノ即チ唯善ヲ嘉ニスルトニ

在リ我レハ爾ノ主神、聖ナル如ク爾モ亦宜ク聖ナルヘシ  
〔一ト十一ノ四十四、十九ノ二、廿一ノ八〕  
〔ペイトル前書一ノ十五、十六〕

レ  
ウ

神ノ仁慈ナルハ其性質ニシテ神ハ自ラ全愛至善ニシテ其造物ニ特ニ人ニハ無限ノ愛アリテ愈々能ク之ヲ容ルレハ愈々之ニ善ヲ與フルナリ神ハ乃チ愛ナリイオアノ一主ハ衆ニ於テ乃チ慈善ニシテ其鴻恩ハ其凡ソ作ル所ノ者ニ臨ム詩篇百四十五ノ九

神ノ仁慈ハ神ノ子ノ人体ヲ藉リ苦ヲ受ケ且死スルニ由リテ淪亡ノ人ニ代贖スルト聖神ヲ降遣スルトニ顯ハル

神ノ我等ヲ愛スルハ此ニ於テ顯ハル即チ神ハ其獨生ノ子ヲ遣ハシテ世ニ入ラシメ之ニ賴テ活セシムルニ因ルイオアノ一書四彼レ我儕ヲ救フハ我カ行フ所ノ義ノ功ニ因ルニア

ラス乃チ其矜恤ニ因ル而シテ重生ノ洗ヲ以テシ聖神ノ新ヲ以テス聖神ハ即我カ救主イオアノ一書四イオアノ三ニ因テ厚ク我等ニ注ク者ナリテイト三ノ五六イオアノ三

神ノ義ナルハ神ニ於ルノ性質ニシテ神ハ必ズ其意旨ノ法ヲ成ス而シテ凡ソ智慧ト自由トヲ賜ハリシ造物ヨリ其法ト其誠命トヲ撓屈スル所ナクシテ遂ゲンコトヲ要シ各自ニ其行事ニ循ヒテ偏視スル所ナク報酬シ如何ナル善行モ賞無クシテ遣サス罪惡モ罰無クシテ漏サ、ルナリ神ハ其諸途ニ於テ義ナラサルヲナシ詩篇百四十五ノ四復傳律例三十二ノ四参考

神ニ在テハ取ルニ親ヲ以テセスロ一マ二各々將ニ其工ニ

依テ其賞ヲ得ントス〔コリント前書三ノ八〕

神ノ義ハ各人ニ其賜予セシ所ヨリモ多キヲ返サス救ノ爲メニ賜ハル、恩寵ハ豊ニシテ人唯自己ノ罪ニ依ルニ非ルヨリハ淪亡セサルナリ神ハ我等カ行爲セシ所チ一モ遺忘セズ「神ハ爾等ノ勞ヲ忘ル、者ニアラス」〔エウレイ六ノ十〕「神ハ罰スルアルモ必ズ義ニ憐ムアルモ必ズ義ナリ蓋シ其請者ニ仁慈ヲ賜フヨリ孰レカ公平至當ナルアラシヤ」〔詩篇百四十七アウグスティンノ講ノ説〕  
神ノ義ハ罪ヲ犯スノ神使ト罪ニ陥リシ人間ト壞乱ノ國及ヒ民及ヒ或人々ノ上ニ神ノ審判ヲ以テ既ニ明ニ顯著スト

神ノ福タル

神ノ唯一ナル

雖世ノ末季ハリストスカ榮ニ乗シテ再臨スル時ニハ最モ怕ルヘク威嚴赫然トシテ顯ハレントス〔イウ六〕

感觸ニ就テ言ヘハ神ノ性質ハ有福ナリ神ノ有福ハ神ノ成全ヲ以テ無限ノ樂ミヲ爲スニアリ「洪福ノ神カ我ニ託スル榮光ノ福音ニ循フ云々有福獨一ノ秉權者諸王ノ王、諸主ノ主云々」〔テイモフエイ前書一ノ十一、六ノ十五行實十七ノ二十五〕

福アウグスティン曰ク有福ノ生命トハ疆界ヲ限ラスシテ獨リ神ヲ有福ナルモノト名ツクルナリ神ハ眞ニ有福ニシテ其福ハ復タ之ヨリ大ナルヲ能ハス〔聖三者ノ〕  
神ハ一ナリ一ナル者ノ外ニ神アルヘカラス「視ヨヤ視ヨヤ



我レハ是レナリ我ノ外ニ神アル無シ〔復傳律例卅二〕

「聽ケヤイズライリ民ヨ主ナル我等ノ神ハ唯一ノ主ナリ〔復傳〕

律例六ノ廿九〔マールク〕爾ハ唯一ノ神ナリ〔詩篇八十〕夫レ永生ハ

即チ爾チ獨一ノ眞神ナルヲ知ルナリ〔イオアン十七ノ三コ〕

マテ〔六〕信經ニ示ス我レ唯一ノ神ヲ信スト

聖ナル諸父曰ク「世界ハ一ナリ造物主モ一ナラサルヘカラ

ス故チ以テ神ハ一ナリ〔聖イリネイ異端チ〕多神ハ無神ト同

シ恰モ多主ハ無主ナルカ如シ〔聖アフナシイ〕異端チ關ク書

〔二〕至聖三者ノ事

本体ニ於テ一ツナル神ハ位ニ於テハ三ツ父子及ヒ聖神ナ

至聖三者ノ真理

リ父ハ乃チ神ナリ子ハ乃チ神ナリ聖神ハ乃チ神ナリ然レ

ト三神ニアラス三ツノ神位ハ乃チ一ツニシテ且同シキ神

ナリ蓋シ三位ハ皆同一ノ本体ニシテ同一ノ神性ヲ爲ス神

ハ一ナリ此眞理ハハリストス教ノ根本ナリ然レ此教ハ

我等ニ神ノ本性ハ一タルヲ易ヘスシテ父ヨリ子及ヒ聖神

ニ分タル、チ示ス此三位ハ互ニ殊異ナリ父ハ子ニアラス

聖神ニアラス子ハ父ニアラス聖神ニアラス聖神ハ父ニア

ラス子ニアラス然レモ父ノ位、子ノ位、聖神ノ位ハ同一ノ神

性、一權、一榮、一拜ヲ有ス〔大アフナシイ〕

斯クノ如ク至聖三者ハ乃チ不混同ナリ何ニトナレハ三位

ヲ混同シテ一トスル能ハサルニ因ル不<sup>〇</sup>分<sup>〇</sup>開ナリ何コトナ  
 レハ一神性ヲ爲スノ三位ヲ分開スル能ハサルニ因ル  
 神ハイエススハリストスノ聖洗ノ時ニ位ノ三ツナルコト  
 ナ分明ニ顯ハセリマトフイ三ノ十六十七イイススハリ  
オアソフイ三ノ十六十七  
 ストスハ使徒ニ命シテ曰ク爾往テ万民ヲ招キテ徒トナシ  
 父ト子ト聖神ノ名ヲ以テ之ニ洗ヲ施スヘシマトフイ廿聖  
 使徒ハ證シテ曰ク願クハ我等カ主イエススハリストスノ  
 恩寵神ノ愛及ヒ聖神ノ交際ハ爾衆人ト偕ニセンコトナ  
コリソフ後書十三ノ十三舊約ニモ位ノ三ツナルコトノ指  
イオアソフ一書五ノ七参考  
 明アリ曰ク夫レ天ハ主ノ言ヲ以テ造ラレ天ノ衆軍ハ其口

神ノ各個  
ノ性質ノ

ノ氣ヲ以テ造ラル詩篇三十三ノ六創世記一ノ二、廿六、三  
 ノ八、百然レ聖三者ノ全ク現ハレシハ新約ニ屬ス公教會  
 ハ恒ニ聖三者ヲ信奉承認ス東ニ在テモ西ニ在テモ凡ソハ  
 リステアアソフ一神ニ三位ナル父ト子ト聖神ヲ信ズ  
 至聖三者ノ一位カ他位ト異ナル各個ノ性質ハ左ノ如シ神、  
 父ハ何者ヨリモ生セラル、ニアラス且出ツルニアラス子  
 ハ父ヨリ生シ何者ヨリモ出ツルニアラスイイスススハリス  
 トスハ自ラ己レノ事ヲ証スルニ父ヨリ自有ナル生命ヲ受  
 ケタルヲ以テス父己レニ在リテ生アルカ如ク子ニモ此ノ  
 如ク己レニ在リテ生有ルヲ賜フイオアソフ五ノ廿六聖神ハ獨リ父ヨ

リ出ツルナリ「我レ父ニ由リテ爾ニ遣ハス所ノ保惠師ハ即  
 ナ真理ノ神ニシテ父ヨリ出ツル者ナリ既ニ至ラハ必ス我  
 事ヲ証セン」<sup>イオアソノ十</sup>蓋シ子ハ神、父ヨリ生シ聖神モ神、父  
 ヨリ出ツルニヨリテ神、父ハ獨一ノ本源トシテ至聖三者ノ  
 第一位ト名ケラレ第二位ハ神、子ニシテ第三位ハ神、聖神ナ  
 リ<sup>マトフェイ廿八ノ十九</sup>  
<sup>イオアソノ一書五ノ七</sup>  
 此ノ如ク公教會ハ恒ニ至聖一體ニシテ分レサル聖三者ヲ  
 承認セリ今日東ニ於テモ西ニ於テモ「ハリステアニソ」ハ此  
 ノ如ク信ズ但西ナルハ獨リ聖神ノ本性ノ「ノ」教理ヲ錯リ  
 テ聖神ハ父ヨリ出ツルノミナラズ子ヨリモ出ツルト稱説

ス此ノ誤謬ナル教理ハ主イエススハリフトスガ「真理ノ保  
 惠師ハ父ヨリ出ツ」<sup>イオアソノ十</sup>ト曰ヘル言ト公教會ノ教道、  
 信經及ヒ公教會父師ノ諸論ヲ以テ辨駁セラル、ナリ

第二分類

神造物主及ヒ照管者ノ事

世界ヲ創  
造スルノ  
主義

神ハ備ハラサル所無ク何者ニモ何事ニモ需ツアラサル  
ナリ然レモ神學者聖グリゴリイノ講明ニ依ルニ「神ノ仁慈  
ハ自ラ視テ休止シテ欲セズ善ハ洋々トシテ至ルコ  
愈々遠大ナランヲ期ス」聖グリゴリイノ「說教四十五」ト而シテ彼レハ其己  
レノ外ニ凡ソ見ユルト見エサル有リトシ有ル物ヲ尽ク造  
成セリ即チ見エサル神靈ノ世界ト見ユル世界ト彼此ノ世  
界ニ屬スルノ人ヲ造レリ

神學者聖グリゴリイノ書ニ曰ク「神ハ初メニ神使ト天軍ト

ヲ意ヒ而シテ言<sup>コトハ</sup>ヲ以テ之ヲ作成シ聖神ヲ以テ成全スルノ  
工ト爲レリ此ノ如ク第一ノ光ノ役者タル第二ノ光ヲ造成  
セリ

「初造ノ物ハ既ニ其悦フ所トナリシニ因リ神ハ又他ノ世界  
ヲ意ヒ形質有リテ見ユルノ世界ヲ造成ス此レ乃チ天地及  
ヒ凡ソ其間ニ在ル各箇ノ品物ノ其秀美ナル性質ニ依ルコ  
トニ依ルニ又愈々奇トスヘキ者ナリ即チ一物ハ他物ト諸  
物ハ諸物ト極妙ナル關係ニ成リテ一世界ヲシテ充備完全  
ナラシムル者ナリ神ハ此ヲ以テ唯其己レト親シキ者ノミ

神カ世界  
ヲ創造ス  
ル

ナラス全ク疎ナル物ヲモ能ク造成セルヲ示セリ  
巧妙ナル言<sup>コトハ</sup>ハ仁慈ノ至盛ナルヲ見ハサント欲シテ其見エ  
サルト見ユルノ物チ一ニスル活動物ヲ造ル即チ是レ既ニ  
造リシ形質ヨリ肉身ヲ取り己レヨリ生命ヲ入レ(聖書ニ聰  
明ナル靈魂及ヒ神ノ像ト稱スルヲ以テ知ルベシ)テ人ヲ創  
造スルモノニシテ譬ヘハ或第二ノ世界トモ云フヘキ小ニ  
シテ大ナル者ヲ造レリ(以上三條三  
十八ノ説教)

世界ノ創造トハ神カ其己レノ外ニ實在スル凡ソ有リトシ  
有ル物ノ己レニ存在ノ起初原因ヲ有セサル者ニ存在ヲ賜  
ハリシ神ノ功用ナリ

世界創造ノ景情

世界ハ全ク自然ニ成リシニアラズ「萬物ハ彼言」コトハ山ヲ成レ  
 リ凡ク成リシ者ハ彼レニ由テ造ラレサルナシ「イオアン一  
 六、十七」偶然ニ依ルニアラズ神ハ太初ニ天及ヒ地ヲ造レリ  
 「創世記」或悠久ノ物質ヨリスルニアラズ神ノ言ハ適時ニ直  
 チニ無ヨリ造成セリ「信ニ山リテ我等ハ知ル世界ハ神ノ言  
 テ以テ造ラレ且見ユル者ハ見エサル者ヨリ造ラレシテ」  
 レイ十「神ハ無ク稱シテ有ノ如ク」  
 一ノ三「ノ十七」四  
 萬物ハ神ノ一慮一顧指若クハ神ノ一言ヲ以テ造ラレタリ  
 物ハ一言ニシテ成リ一令ニテ造テ受ク「詩篇三十三ノ九」神  
 ノ自由、全能、睿智ノ大ナルヲ顯ハサン爲メニハ言ヲ以テ功

用ヲ行フノ象ヲ神ニ歸シ并セテ萬物カ其造ヲ受ル所ノ神  
 位ノ言ヲ指明スルナリ「イオアン一ノ三」  
 世界ノ創造ノ功ハ神性ノ三位皆之ニ關係ス神父ノコトハ  
 「我等ニ在テ一神有リ即チ父ナリ萬物之ヨリス」  
 「コリント前  
 一」曰ヒ神ノ子、神ノ言ノコトハ「萬物ハ彼ニ由テ成レリ凡ク成  
 リシ者ハ彼ニ由テ造ラレサル莫シ」  
 「イオアン一ノ三」ト曰ヒ  
 聖神ノコトハ神ノ神ハ水面ニ覆育ス「創世記一ノ二」イオ  
 ン三ノ四參看  
 曰フ此ノ創造ノ功ニ附スルニ左ノ功用ヲ象示スヘシ即チ  
 造ヲ行フノ聖神、生ヲ施スノ神ハ其造ル所ノ物ニ己レノ木  
 性ヲ交給セス之ト混淆セスシテ近接シ之ニ生活力ヲ與フ

ルナリ  
〔モスツワ大主教フイ  
ラレト創世記講説〕

聖大ワシリイ父ヲ創造ノ始原ノ因ト名ツケ子ヲ造成ノ因  
ト名ツケ聖神ヲ成全ノ因ト名ツク〔聖神ノ一ノ〕  
〔書十六章〕

〔二〕神靈ノ世界ノ事即チ神使ノ事

見エサルノ世界即チ神使ノ世界ハ元始ノ時神ノ造ル所ナ  
リ曰ク「神ハ天及ヒ地ヲ造レリ」〔創世記一〕ト天トハ這裏ニ空  
氣ノ天モ星宿ノ天モアリト會得スヘカラス何トナレハ穹  
蒼ハ第二日ニ造ラレ第四日ニ修飾スル所ナレバナリ使徒  
パウエルガ述フル見エサル世界トハ宜ク此ニ於テ謂フベシ  
〔コロス一〕イオフノ書ニ載ス神自ラ曰ク「地ノ隅石ハ誰カ之  
ノ十六

神使ヲ創  
造スルノ  
時

チ置ク當時晨星ハ皆歌ヒ神ノ諸子ハ悉ク歡呼ス〔三十八〕ト  
諸子ハ即チ衆神使ナリ〔二ノ六〕教會ハ恒ニ此ノ如ク信シ教  
會ノ父モ此ノ如ク教フ

大ワシリイノ書ニ曰ク「有形質ノ世界ノ未ダ有ツサル先キ  
ニ既ニ無形世界ノ軍ニ適合シ時ノ言フヘキナキ悠遠永續  
スル或境界有リ造物主ナル萬有ノ造成者ハ彼レニ於テ創  
造ヲ行ヘリ即チ主ヲ愛スル者ノ洪福ニ適當ナル意想スヘ  
キノ世界ト聰明ニシテ且無形ナル靈物ト我等ノ智慧ニ超  
越シテ名狀スルヲモ能ハザル心通スヘキ造物ノ盡美ナリ  
無形世界ノ實體ハ彼等ヲ以テ充ツ」〔コロス一ノ十六大ワシ  
リイ創世六日説一章〕

神使ノ何者タルコト

善神使ノ性質及其情景

善使及ヒ惡鬼ノコト

神使ハ見エサル靈物ニシテ神ノ造ル所ナリ「アングエル」譯スレハ報信者ナリ聖書ニ時トシテ此稱テ神ニ奉事スルノ人ニ適用スルアリ「マラヒヤ二ノ七」マトフコイ十一ノ十「マルク七、十」然レ厄靈ノ潔ク体ノ有ラズシテ智慧ト自由ノ意旨トヲ賜ハリシ無形物ヲ特ニ稱シテ「アングエル」ト曰フナリ

神使ハ總テ神カ完全ヲ以テ造ル所ニシテ今ニ至ルマテ主ノ忠者トナリ居ル者孔タ多シ然レモ其中或部分ハ罪ニ由リテ神ヨリ離レタリ初ノ靈ハ善神使ト名ツケニハ惡神使又ハ惡鬼ト名ツク

善神使ハ高上ナル德義ノ完全ヲ有ス聖書ニ聖使又ハ選チ

善神使ノ數

集ル者ト名ツク「マトフコイ廿五ノ三十一」彼等ハ皆ニ神ノ顔ヲ觀「マトフコイ」神ノ寶坐ノ前ニ立ツ「イサイヤ六ノ二」即チ聖グリゴリイノ説述スル如ク神ノ左右ニ在リテ直ニ神ニ照光セラル、モノトシテ特別ナル神ノ榮光ノ尊嚴ヲ以テ樂ミ神ノ能力ヲ以テ善ト福トニ堅メラレタリ「三十八」至上世界ノ天軍ノ其職ニ於テモ其相互ノ和氣ニ於テモ天上言尽ス能ハサル勻調ノ至リハ聖神ノ統治ヲ以テスルニアラス

ソハ保全スル能ハサルナリ「四十」

善神使ノ數ハ孔ク許多ナリ太祖イアコフハ寢チテ衆神使ノ階ニ由リテ昇降スルヲ見「創世記廿二」嘉メテ神使ノ隊ト相



善神使ノ品位

遇フ〔三十二〕シナイ山ニ於テ律法ヲ授ケラル、時ニ多クノ  
 神使アリキ〔復傳律例三十三ノ二エウレイ十二〕ダニイルハ  
 千々ノ神ニ奉事スル者萬々ノ神前ニ立ツ者ヲ見〔七ノ十列  
 ノ王紀畧第二六〕神ヲ讚榮スル衆多ノ神使ハハリストスカ降  
 誕ノ時ニ在リ〔ルカ二〕聖書ノ證ニ依ルコ千々萬々ノ神使ハ  
 神ノ寶坐ヲ圍繞ス〔黙示録五ノ十一エウ〕  
 教會ノ教ハ聖書ノ指明ニ據リ〔天上神品ノゴノ書六七章〕神  
 使ヲ九品三部ニ分ツ第一部ハヒラフム〔イサイヤ〕ヘルビム  
 〔創世記三ノ廿四〕寶坐ナリ第二部ハ主制能力權柄〔コロス一  
 詩篇八十三ノ一〕  
 フエス一〔第三部ハ首領ノロ一マ八〕差役首〔ソルン前書四ノ十六  
 一〕

善神使ノ職

三ノ十〔差役ナリ彼此相互ノ關係ハ身者ハ神ノ奧旨ヲ高キニ  
 居ル者ヨリ領シ高キニ居ル者ハ神ヨリ直ニ領ス  
 善神使ハ神ヲ讚榮シテ休マズ〔イサイヤ六ノ三〕神ニ事ヘテ  
 其旨ヲ奉行ス〔詩篇百三〕神ハ衆人ヲ災難危險ヨリ救ヒ且  
 之ヲ其困厄ノ際ニ助ケンカ爲メ〔創世記十六ノ七ヨリ十二  
 十七ヨリ十九ニ至ル〕廿四ノ七、廿八ノ十二出埃及記三ノ二、  
 十四ノ十九、イイススナウイン五ノ十四士師記二ノ一ヨリ六  
 二至ル六ノ十一列王紀畧三、十九ノ五同ク四、一ノ十五、  
 イル三ノ九、十二、六ノ廿二、マトフェイ一ノ廿二、十三、四ノ十  
 一、ルカ二ノ七、五ノ十九、三行〔其義判ヲ行ハンカ爲メ〕〔列王紀畧  
 十六同ク四〕及ヒ其至大ナル奧義ヲ顯示シンカ爲メニ其使  
 ヲ遣ハス此ノ如ク差役首ガウリイハメシヤカ生ル、時

ノコトヲ報スルカ爲メニ預言者ダニイルニ使ハサレ  
 神ノ子カ人体ヲ藉ル<sup>一</sup>ノ福音ヲ報知スルガ爲メニ處女マ  
 リヤニ使ハサル<sup>ルカ一</sup>且神使ハサムソソカ生ル<sup>ト</sup>士師  
 章<sup>三</sup>主ノ先驅カ胎孕ヲ受ケシ<sup>一</sup>ヲ報スルカ爲メニ使ハサレ  
 タリ<sup>ルカ一</sup>神ヨリ彼レハ國<sup>復傳律例三</sup>民<sup>ノダニイル十</sup>州郡  
 城、脩道院、聖堂<sup>正教宗鑑第一</sup>ノ守護ヲ任セラル神學者聖ク  
 リゴリイ神使ノ<sup>一</sup>ヲ著シテ曰ク<sup>一</sup>彼等ハ一ハ大神ノ前ニ立  
 ナ一ハ之ニ協力シテ全世界ヲ扶持シ各々王ヨリ人々ヲ監  
 司シ府城衆民地ニ居ル者ノ祈禱ヲ司ルニ至テモ各其ノ監  
 督ヲ與ヘラル<sup>靈物ノ</sup>イオアソ聖書ニ於テ我ヲ教ヘシ如ク

守護ノ神使

特別ノ神使ハ各教會ヲ守護ス<sup>聖ク</sup>リゴリイ<sup>元行世界ノ或</sup>  
 部分ト或力ノ保護統治ヲ或神使ニ任ス<sup>ノ</sup>黙示錄<sup>七ノ一、十四</sup>  
 神ハ特ニ其使ヲ遣ハシテ人々ノ救ヒニ事ヘシム曰ク<sup>一</sup>彼レ  
 皆服事ノ靈奉遣セテレ凡ソ救ヲ得ント欲スル者ノ爲メ  
 ニ事フル者ニアラズヤ<sup>エウレイ</sup>一<sup>ノ</sup>十四  
 「ハリスデアニ」ハ各々聖洗ノ時ヨリ特別ノ神使ヲ神ヨリ  
 受ク即チ之ヲ教ヘ之ヲ罪ト惡トヨリ護衛ス故ニ守護ノ神  
 使ト名クル者ナリ舊約教會モ新約教會モ實ニ固ク此教ヲ  
 守レリトウイトハ其子ヲ路ニ遣ハシテ神使ノ之ニ助ケン  
 一<sup>ヲ</sup>冀フ<sup>ト</sup>ウイト<sup>書五</sup>神ハ其使者ニ人ヲ守ルヲ命セシ

ヲ謂テ曰ク「彼ヲ岐路ノ間ニ護リ其足石ニ蹶クヲ免レシム」  
 「詩篇九十二」新約ニハ主イエスキリストス自ラ教テ曰ク  
 「此ノ小子ノ一ヲモ藐視スル勿レ爾ニ告ク彼等ノ神使ハ天  
 ニ在テ常ニ我が天父ノ顔ヲ見ル」  
 〔マトフェイ十八ノ十エ〕  
 新約教會ハ其属スル所ノ信者ノ爲メニ安和ノ神使、信實ノ  
 教師、靈魂ト肉体ノ守護者ヲ神ニ願ヒ各人ニ守護ノ神使ニ  
 祈禱ヲ成スヲ命ス  
 聖大ワシリイノ書ニ曰ク「各々自ラ己レニ属スルノ神使有  
 ルハ其生命ヲ管理スル保傅教師ノ如シ若シ此ノ小子ノ一  
 ナモ藐視スル勿レトノ主ノ訓言ヲ記セハ誰モ此ヲ駁セザ

罪ニ陥リ  
シ神使

ラン「邪教者三卷聖神ノイヲ」然リ而シテ悪行ヲ以テ之ヲ趕去  
 セサレハ守護者ハ必ス我レト偕ニスルナリ蓋シ烟ハ蜜蜂  
 ナ逐ヒ腐臭ハ白鴿ヲ趕去スル如ク大ニ哀ムヘキ惡臭ヲ充  
 ツルノ罪ハ亦是ノ如ク我等ガ生命ノ守護者タル神使ヲ逐  
 フナリ」〔詩篇三十四  
 章七節講説〕  
 惡鬼ハ善ニ造ラレシガ自ラ自由ニシテ犯罪ニ由リ神カ造  
 ル所ノ善ト清明ヨリ離レテ惡及ヒ幽闇ノ鬼トナレリイ  
 ススハリストスハ「魔鬼ハ眞理ニ居ラズ」ト曰ヒ〔イオアン八  
 使徒イウダハ神使ノ中厥職ヲ守ラザル者アリ〕ト曰フ〔六〕神  
 學者聖グリゴリイ曰ク光明ノ晨星ハ自慢ニ因テ其徒屬ス

罪ニ陥リ  
シ神使ノ  
性質及ヒ  
作用

ル所ノ背主ノ軍ト共ニ黒闇トナレリ即チ己レテ善ヨリ遠  
 サクルニ由リ首惡トナリテ我等ヲモ此ニ引誘ス〔三十入〕  
 淪陷セシ靈ハ聖書ニ惡鬼〔ルカ七〕靈ノ惡ナル者〔エフエス六〕汚  
 鬼〔マトフエイ十一〕鬼〔ルカ八ノ三〕魔鬼〔イオアン八〕ト名ツ  
 ケ其魁首ハサタナ〔ルカ十一ノ十八行實〕ウエスゼウル〔マトフエイ  
 廿六〕ウエリアル〔コリソフ後〕明星晨〔イサイヤ十〕アワドン若ク  
 ハアボリチン〔黙示錄九〕ト名ツク而シテ通常之ヲ魔鬼ト稱  
 ス  
 惡鬼ハ其目的ヲ達センカ爲メニ方法ヲ企圖スルノ敏捷ナ  
 ル點智アリテ威勢權力ヲ有ス因テ諸威若クハ諸權ト名ツ

惡鬼カ人  
ノ靈魂ニ  
テ感スル  
ノ效

ク〔エフエス六ノ十一、十二イアコフ三ノ十五〕彼等ハ神ヲ知リ  
〔コリソフ後書二ノ十一、十一ノ三參考〕  
〔イアコフ二ノ十九〕其權ヲ保ツシ時ハ幾クモ無キヲ知ル〔黙示錄十〕惡  
 鬼ノ在ルコトヲ信スルハ何レノ時何レノ民ニモアリ公教會  
 ハ其教ニ於テモ聖洗ノ時魔鬼ニ對シテ詛ヲ爲スノ行爲ニ  
 於テモ其信ヲ顯ハシテ之ガ權ヲ脱センコトヲ祈ル曰ク「我等  
 ヲ見惡ヨリ救ヘ」  
 惡鬼ハ神及ヒ諸善ニ對シテ怨嫌ヲ盈テ狡譎懷恨到ル處ニ  
 紛乱無道惡事ヲ搬運シ來ルニ急ナリ彼等ハ人ノ靈魂ニ據  
 占シ〔イオアン二〕見エスシテ不善ヲ其中ニ行ヒ惡意、醜望、汚感  
 ヲ挿入ス終ニ詭譎ニシテ行フニ人ヲ以テシ之ヲシテ種々

ノ方法ヲ用キテ他ノ衆人ノ信シ且救ヲ得ルニ離反セシム  
 ルナリ」宜ク擗節做醒スヘシ蓋シ爾ノ敵者ハ魔鬼ナリ吼獅  
 ノ徧行シ吞噬スヘキ者ヲ尋ルカ如シ」〔ペ一トル前書五ノ八〕使徒パウロ  
 ルハ信者ニ惡敵ノ火箭ト名ツクル魔鬼ノ誘惑ニ勝タンコ  
 ハ神ノ甲冑ヲ被フルヘキヲ教示ス〔エフェソ六ノ十六〕聖書ハ屢々之  
 ヲ示シ教會ノ父師ハ之カ爲メニ教ヘ教會モ其訓誨ト聖務  
 トニ於テ魔鬼ハ我等カ幸福ノ嫉妬者タリ甚ク危険ナル敵  
 タルヲ我等ニ示ス然レモ此ト并テ教會ハ聖書聖傳ト同ク  
 我等ニ教フルニ神ハ魔鬼ニ我等ノ力ニ越エテ我等ヲ誘フ  
 一ヲ許サ、ルヲ以テス〔コリント前書十ノ十三〕

身体ニ効  
感スルヲ

魔鬼ハ唯能ク靈魂ノミナラズ身体ニモ多少感シ易キヲ以  
 テ行爲スルナリ福音經ニ於テ看ルイイススハリストスハ  
 其憑ル所ノ鬼ヲ逐ヒ其門徒ニモ鬼ヲ逐フノ權ヲ與ヘタリ  
〔マルコ十ノ十七〕使徒モ鬼ニ憑ラレシ數多ノ者及ヒ負魔者ト名ツ  
 クル者ヲ療セリ〔行實十六ノ十六、十七〕初代ノ神父等書ス「ハリ  
 ステアコン」ハ異教人ヨリ魔ヲ逐ヘリト此事ハ該異教人モ  
 之ヲ證ス今モ魔ニ冒サル、者アリ神ハ姑ク此ヲ任縱スル  
 ハ以テ信者ヲ試ムルカ爲メ若クハ或ル重罪ヲ犯ス罪人ノ  
 罰ノ爲メナリ且時トシテハ神ノ全能ノ顯ハル、カ爲メニ  
 スルアリ曰ク「神ノ功ヲ顯ス」〔イオアン九ノ三〕

外物ノ上ニ  
効用スル

惡鬼ハ外物ノ上ニモ行爲ス〔詩篇九十〕イオフノ書ニ載ス魔  
 鬼ノ作爲ニヨリテ羊群ハ天ヨリ降ルノ火ニ焚滅シ子女ハ  
 傾屋ノ下ニ壓死シイオラノ全身ハ怕ル可キ病ニ襲ハレタ  
 リ〔一〕〔二〕聖書ニ言フ惡鬼豕群ニ入リテ之ヲ溺ラスト〔三〕〔四〕  
〔十〕使徒ハ惡鬼ヲ空中ノ有權者ト名ツク〔二ノ二〕異教人ノ  
 世界ハ全ク惡鬼ノ感應勢力ノ下ニ在リ〔詩篇九十〕  
 惡鬼ハ深ク陥リテ永ク挽回セズ彼等ハ警固セラレテ大日  
 ノ審判ヲ待テ〔六〕〔ウ〕〔ウ〕彼等ハ地獄幽暗ノ縲紲ニ縛カル〔ベ〕  
〔四〕故ニ彼等ハ禍ナル地位ニ在リト雖尙戰栗シテ其運  
 命ノ終ニ決スルヲ待タントテ彼等ハ其待ツ所ノ運命ノ凄

惡鬼ノ運  
命ノ下

惡鬼ト合  
通スル

見ユル世  
界ヲ創造  
スル

慘タルヲ知リ且感ス彼等ハ公義ノ神ヲ戰栗シ〔二ノ九〕〔彼  
 等ノ爲メニ永火ヲ備ヘラル〔マ〕〔ト〕〔フ〕〔エ〕  
 凡ソ妖術又ハ他ノ方法ヲ以テ魔鬼ト合通ヲ爲ス者ヲ重ク  
 罪ス  
 舊約ニ妖術ヲ以テ惡鬼ヲ呼ヒ及ヒ死者ヲ尋メルハ醜陋ノ  
 事トシ至重ナル犯罪トシテ禁シ且罰ス〔復傳律例十八ノ十〕  
〔六〕〔二〕凡ソ舊約ノ預言者ハ妖術ヲ大ニ懲嚇ス新約教會モ  
 嚴ニ妖術ヲ行フノト者ヲ排除ス〔聖使徒及ヒ諸會ノ〕  
〔三〕可見ノ世界ノ事  
 神ハ見エザルノ世界ヲ造ルノ後見ユル世界ヲ造レリ見ユ

見ユル世界ノ史

ル世界ノ創造ノ事ハ聖書創世記ノ開卷ニ提出ス〔一章〕神ノ  
 默示ヲ得タル預言者モイセイカ世界創造ノコトニ於ル此談  
 ハ唯信ヲ以テ之ヲ獲ルト雖〔エウレイ〕十一ノ三〔然〕誠實謹慎ナル晚  
 近ノ考究者モ天文學地質學ノ推究ヲ經テモイセイノ傳ト  
 合同スルノ結局ニ達セリ此レ近今ノ碩學鴻儒カ此事ニ於  
 ル數多ノ論說ニヨリテ見ルヘシ  
 見ユル世界ハ六日ヲ以テ造成セリ創造ノ是日ハ定時限期  
 ナテ以テ成セル創造力ノ直接ナル功用ノ眞實ノ秩序ヲ見ハ  
 ス〔フイラント創〕  
 創世記ニ言フ「元始ニ神ハ天及ヒ地ヲ創造ス地ハ乃チ虛曠

淵面晦冥、神ノ神、水面ニ覆育ス〔一〕ト是レ太初神ハ未タ全  
 キ形狀ノアラサル一モ粲然タル所ナキ物ヲ造レルナリ神  
 ノ神ハ之ヲ開成セントシテ之ニ生活力ヲ賦シ隨テ光ヲ造  
 レリ是レ後ニ於テ創造スル晝夜ノ光ニアラス格物ノ碩學  
 者カ此事ヲ顯ハス如ク光温素ナルモノナリ光ハ或ル一種  
 ノ物質ニアラザルナリ他ニアラス乃チ精氣ノ搖蕩スル成  
 果ニシテ聲音ハ大氣ノ搖蕩ノ成果ナルト相似タルモノナ  
 リ〔オギヌストニコリ〕「ハリストス」〔教〕第一日ニ神ハ此光温素ナ  
 ルモノヲ初造ノ濼鴻ヨリ分離セリ使徒パウエル此事ヲ説明  
 スル最精シ曰ク「神ハ暗ヨリ光ノ出ツルヲ命ス」〔コリン後〕  
〔書四ノ六〕

第二日ニ神ハ穹蒼ヲ造ル即チ見ユルノ天ヲ造レリ創世記一ノ六

八七

第三日ニ地ヨリ水ヲ分チ地ニ草木ヲ生スルヲ命セリ九ヨ

至三ニ礦物界モ其創造ハ蓋シ是日ニアルベシ

第四日ニ神ハ夜ヨリ晝ヲ分離スルカ爲メニ天ノ穹蒼ニ光

ヲ造ル即チ晝ヲ理ムルカ爲メニハ大光即チ日ト夜ヲ理ム

ルカ爲メニハ小光即チ月ト星宿ヲ造レリ十四ヨリ十光ヲ

造ルノ功用ハ蓋シ初造ノ光ヲ定處ニ聚縮シ之ヲシテ益々

全備ナラシムルノ開成ニシテ且此光ノ機關ノ爲メニ其定

則ト運行トヲ定ムルモノナリフ、ラ、レ、ト、創

世記講説

第五日ニ神ハ水ニ居リ空氣ニ飛フ所ノ生物ヲ造レリ生命  
ノ新初ハ適ニ是日ニ於テ見ルヘクシテ有活ニシテ運動智  
覺スル物ヲ現出ス

第六日ニ陸地ニ居ル生物即チ家畜野獸ト地ニ匍行スル生  
物即チ昆蟲ヲ造レリ

此ノ如ク創造ノ時ニ方リ化成ノ品物ハ單一ヨリ合成ニ至  
リ漸々序ヲ追テ現出セリ初メハ草木野草、蔬菜、樹次ハ水陸  
並生ノ蟲及ヒ他ノ海獸且同時ニ禽鳥其後獸畜終ニ人ナリ  
近世人間ノ智ハ一定確實ナル知識ニ登クヘキ程上進セシ  
カ碩學鴻儒ハ多年種々ノ研究精考ヲ經テ始メテモイセイ



カ世界創造ノ談ハ彼ノ高等ノ開明ヲ爲セル新學諸派ノ極  
至完終ノ言ヲ見ハスノミナラズモイセイ三千有餘年前ニ  
アリテ此ノ如ク言ヒ得タルハ偏ニ其天上ノ默示ニ依ルチ  
確信セリヲギョストニコリハリストス教ノ神出タルヲノ理學論三卷

三人ノ事

神ハ其使ト形質ノ世界トヲ造成スル後第六日ニ人ヲ造レ  
リ即チ其体ハ見ユル世界ニ屬シ靈魂ハ見エサル世界ニ屬  
スルモノナリ人ノ造チ受クルハ凡ソ有形造物ノ後ニ在リ  
蓋シ有形物ノ一般創造ノ次序ハ恒ニ進々シテ最完全ナル  
ニ至ルニ在リ人ハ小世界ナリ簡説ズレハ人ハ見ユル世界

人ノ創造

ノ萬有中ノ至精至潔ナル鐘秀拔群ノモノナリ凡ソ他ノ萬  
物ハ人ニ役事スルカ爲メニ造ラル故ニ人ノ世界ニ入ルハ  
譬ヘハ主人カ全ク齊整ナルノ家ニ入リ司祭カ禮拜堂ニ入  
ル如キモノナリフイラレト創神ハ人ヲ造ラント欲シテ其三  
位實體ノ奧密ニ於テ其主意ヲ出タス神曰ク我等ノ像ニ依  
リ及ヒ肖似ニ依テ人ヲ造ルベシノ創世記一且神ハ人ヲ造ル  
ニ他ノ万物ヲ造ルカ如クニ一言ヲ以テセス或ル特別ナル  
行爲ヲ以テス即チ自ラ地塵ヲ取り之ニヨリテ人ヲ形ツク  
ル神ハ地塵ヲ取テ人ヲ造ル次テ其口嘘ヲ以テ体ニ靈魂ヲ  
入ル其面ニ生氣ヲ嘘ス而シテ人ハ生靈タルヲ成ス創世記二ノ七

女ヲ造ル

終ニ人ハ造物主ノ親像肖似ニ依テ造ラレ全地上ニ主ナル  
 ノ祝福ヲ受ク〔二十世記一ノ〕凡ソ此レ皆人ハ全地造物中ノ最  
 上等ニ位スルノミナラス乃チ神ノ子ナル〔行實十七〕ヲ示ス  
 身体ハ地ニ屬スルモ靈魂ハ天ニ屬スルモノナリ  
 人ヲ造ルノ後幾クモ無ク同ク六日ニ於テ神ハ之ニ幫助者  
 チ賜フ即チ其脊骨ヨリ形ツクリタル女是ナリ〔廿世記二十  
 三ニ〕造物主ハ初人ノ脊骨ヨリ初人ト同シキ實体ヲ形ツク  
 レリ而シテ生人ノ二面男ト女トカ現出セリ但二個各異ノ  
 人ニアラス  
 初人ノ名ハ一チアダムト曰ヒ一チエワト曰フ人類ハ皆此

生人ノ源

人間本體ノ合成

ヨリ出テ、一家族ヲ成ス新約ノ教モ此事ヲ證スイエスス  
 ハリストス曰ク「造化ノ始メニ一男一女ハ神之ヲ造レリ」〔マ  
 六〕アダムハ先ツ造テ受ケエワハ後ニ在リ〔テイモフエイ前  
 種ハ總テ此二個ノ人ヨリ源出ス〔神ハ〕一血ニヨリテ萬國ノ  
 民ヲ造リ地ノ全面ニ居ラシム〕〔行實十七〕  
 人ノ本體ハ肉身ト靈魂ヨリ合成ス肉身ハ神カ自ラ地ヨリ  
 形ツクルモノニシテ有形萬物ノ至全至備ナルモノヲ以テ  
 合成シ靈魂作用ノ器械トナリテ之ヲ外ニ顯ハスニ堪フル  
 モノニシテ以テ能ク神ノ殿トナル可キモノナリ〔前書六ノ  
 九〕靈魂ハ人ノ上等ナル部分ナリ彼レハ無形ニシテ單一不

人ノ天性  
ノ至全備  
ナルヲ

死智慧ト自由ナル意旨及智覺若クハ感動ノ能力ヲ賜リシ  
 實体ナリ「靈ハ之ヲ賜フ所ノ神ニ歸ス」ソロモンノ傳「道書十二ノ七」身ヲ殺  
 シテ魂ヲ殺ス能ハサル者ヲ懼ル、マトフェイ「十ノ廿八」  
 人ハ肉身ト靈魂ニ依リ全備ナルモノニ造ラレタリ人性ノ  
 完全ナルヲハ其創造ノ特別ナルヲト神ヨリ生命呼吸ヲ與  
 ヘラレシトト神ノ親像肖似ニ依リテ造クラレシトヲ以  
 テ證ス神ノ像ノ第一ノ點ハ人ノ自主ト獨立トニ於テ顯ハ  
 ル次ニ神ノ肖似ハ教會ノ聖ナル諸父ノ教ニ依ルニ神ヲ悟  
 リ且讚榮スルヲ任セラレタル智慧ト律法ニ命スル所ノ諸  
 善ヲ行ヒ神ヲ愛シ且能ク之ニ堪フヘキ自由ナル意旨ト肉

世界諸造  
物ノ全備

身及ヒ靈魂ニ於テハ不死ナルト凡ソ地ニ在ル者ニ上タル  
 ノ權ニ在ルナリ創世記一ノ十六「人ノ外部ノ爲メニ取ル所ノ者所  
 謂神ノ親手ヲ以テ造クラレシモノハ無論ニ至潔全備ニシ  
 テ且大ニ有力ナルモノタルニ因リ其力タル太初ノ人ハ之  
 ナ以テ見ユル世界ノ中ニアリテ能ク行動シタルハ幾許カ  
 大ナリシハ今ハ大ニ衰弱シテ敗壞ヲ被アリシ人ヲ世界ノ  
 遠近物体ノ勢力ノ下ニ居クニ至レリ」フレイト創  
世記講説  
 聖書ニ人ハ唯神使ニ少ク遜リ尊榮光榮ヲ冠セラレタルモ  
 ノトシテ象ヲル詩五篇六八  
 神ハ凡ソ創造ヲ成シタルノ後創世記一ノ四、八、  
十、十二、十八、廿五ニ比スレ

バ甚ク合意ナリトシテ大ニ造物ヲ稱善シ給ヘリ初メ各種  
 ナ創造セシ時神ハ造物ヲ觀テ皆善ナリトセシカ創造ノ終  
 リニ及テ言ヘリ曰ク「神ハ造ル所ノ者ヲ觀テ甚ク善ナリト  
 爲セリト」創世記一ノ三十一詩篇百四ノ廿四傳道書三ノ  
 十一シラフノ子イイスノ書三十九ノ二十一「造  
 物主ハ凡ソ受造物ノ至少至微ナル部分極秘極密ナル本性、  
 遠大ナル功用凡ソノ關係利益盡クノ結合關節ニ至ルマテ  
 ナ知り其造成ヲ視テ全ク完備ナリトス各自ノ造物ハ一分  
 一件ニ於テモ善ナレドモ全キニ至テハ甚ク善ナリ  
 聖ナル諸父及ヒ深思遠察ノ學士ハ天地萬物ヲ覽視シテ凡  
 ソ化成ノ間ノ森嚴ナル連合ト萬物ニ於テ奇々妙々ナル非

世界ニ惡  
 ハ何處ヨ  
 リス

然ル秩序トソロモンノ智恵「全キヲ以テモ一々ヲ以テモ造  
 物主ノ測ルヘカラサル睿智無限ノ全能無量ノ仁慈ノ分明  
 ナル跡トヲ洞觀シ大ニ驚歎スル所アリキ  
 我等カ世界ニ於テ見ル所ノ惡ハ自由ノ性ヲ具フル者ヨリ  
 生ス即チ惡鬼ト罪人トヨリ生セリ使徒パウエル曰ク受造物  
 ノ虛ニ服スルハ己レノ願ヒニ由ルニ非ス乃チ其ヲシテ服  
 セシメタル者ニ由ル而シテ受造物ハ猶敗壞ノ奴ヲ釋テ神  
 ノ子ノ自主ノ榮ニ入ランヲ望ムローマ八ノ  
 二十、二十一「聖金口問テ  
 設テ曰ク「萬物虛ニ服ストハ何ツ腐敗シ易キモノトナリシ  
 ナリ何ノ爲メ且何ニ由テ然ルヤ爾チ人ニ由リテナリ爾チ

ハ死ト苦トニ服スルノ肉身ヲ受ケシニ因リ地モ詛ニ遭ヒ  
 荆棘牡狼ヲ生セリ敗壞ノ奴ヲ釋クトハ腐敗シ易キモノト  
 ナラスシテ爾ノ体ノ美ナルニ適應スルモノトナルナリ爾  
 ノ体腐敗シ易キモノトナリシ時受造物モ腐敗シ易キモノ  
 トナリシ如ク爾ノ体復起シテ不腐不敗トナル時ハ受造物  
 モ從テ之ニ相應スルモノトナルナリ王子其父ノ位ニ昇ル  
 時ハ之ヲ育成セシ乳媽モ其王タルノ福利ニ於テ己レニ屬  
 スルノ分<sup>ラケル</sup>ヲ有スル如ク受造物モ是ノ如シ<sup>ローマ八</sup>章ノ講説<sup>人々門</sup>  
 地ニ應シテ其子ヲ世間ニ出タス時ハ子ノ榮譽ノ爲メニ例  
 僕從ニ美服ヲ着ケシムルナリ神モ是ノ如ク神ノ子ノ自主

世界及ヒ  
 人ヲ創造  
 スルノ目  
 的

ニ入ルニヨリテ不敗ヲ以テ受造物ニ衣被ス<sup>同上</sup>

至聖三者ハ總テ永遠無窮ノ榮光ヲ以テ輝耀ス神、父ハ榮光

ノ父ナリ<sup>エフェソ一</sup>神ノ子ハ榮光ノ光映ニシテ<sup>エウレイ一</sup>聖

神ハ榮光ノ神ナリ<sup>ペートル前</sup>書四ノ十四

神ハ此ノ榮光ニ居リテ何物ニモ何事ヨリモ需ツ所有ヲサ  
 ルナリ但其無限ナル仁慈ニ依リ己レノ榮光ノ爲メニ世界  
 ヲ造成スルヲ悦ヘリ何ニトナレハ神ノ爲メニモ神ニ造ラ  
 レシ物ノ爲メニモ之ヨリ高上ナル目的アテサレバナリ聖  
 書ニ曰ク主ハ己レノ爲メニ萬物ヲ造レリ<sup>箴言十</sup>天ハ神ノ  
 榮光ヲ報ス<sup>詩篇一十</sup>凡ソ世界ニアル物ハ總テ神ノ榮光ヲ顯ハ

サシカ爲メナリイオアノ九ノ三十一人ハ若シ食ヒ若シ飲  
 ミ若シ或ハ行フアルコリンフ前書十ノ三全生命ヲ以テ神  
 ナ榮セザルヘカラス。贖罪ノ功モ全ク恩寵ノ榮ヲ讃シ神ノ  
 榮光ヲ影ハスカ爲メナリエフエスノ六十二  
 神ノ榮光ハ受造物ノ生命ノ無上ナル目的ニシテ且凡ソ受  
 造物ノ洪福ヲモ成スナリ奧密ノ洞察者イサイヤカ神使ニ  
 於ルイサイヤト神學者イオアノカ救贖ヲ得タル神ノ冢子  
 人ニ於ル黙示録七ノ三ノ證ニ依ルニ靈性ヲ具フルノ物ガ  
 神ノ榮光ヲ達視洞觀シ及之ニ享分スルニヨリテ滿ツル所  
 ノ洪福ハ息マサルノ讃頌ニ溢ルト

神ノ照管

神ハ世界ヲ造成セシ後舍テ、之ヲ關照セスンハアラス凡  
 ソ其實体トカト法トキ共ニ保全シ且凡ソ其功用顯象及ヒ  
 作爲ヲシテ其全能睿知仁慈ノ力ヲ以テ預備スル所ノ目的  
 ニ向ハシムルヲ爲ス斯ケル神意ノ功用ヲ照管ト名ツク創  
 世ヨリ今ニ至ルマテ恒久ニシテ息マヌ主イイススハリス  
 トス自ラ證シテ曰ク「我カ父今ニ至ルマテ行ヒ我亦行フ」  
イオアノ五ノ十七聖使徒言フ神ノ子ハ其大能ノ言ヲ以テ萬物ヲ扶  
 持シエウレノ三萬物ハ彼レヲ以テ立ツトコロスノ一神ノ助ケ  
 ナクンハ世界ハ立ツヲ能ハス曰ク「爾ヲ面ヲ蔽ヘハ彼レ則  
 惶懼ス爾其氣ヲ絶タハ彼レ則逝テ其塵ニ歸セン」詩篇百四

神カ世界ヲ照管スルノ事状  
アル保全スル

イオフ三十四ノ十四十五

神ノ照管ハ世界ノ保全ト其統治トニ顯ハル

保全ハ神カ有形ノ世界ニ於テモ無形ノ世界ニ於テモ凡ソ

其受造物ノ生存ト能力トヲ保持スルノ功用ナリ

物ノ大ナルモ小ナルモ神ノ愛ノ照管スル所ナリ聖書ニ曰

ク地ノ深處ハ皆其掌握ニ在リ山ノ極高ナル者モ彼レニ属

ス詩篇九百五十四ノ四同九百三十神ノ旨アルナクンパー鳥モ

地ニ隕チスマトフエイ廿六ヨリ三十二至ル参考又人間ヲ保全スル

ニ論及シテ言フ神ハ生命ト呼吸ト萬物トヲ以テ衆ニ賜ヒ

行實十七我カ頭髮モ神ノ旨無クンハ喪ハストマトフエイ十ノ三十我

レ此ノ如クナルヲ得ルハ神ノ思ニ由リテナリコリソフ前書十五ノ十

凡ソ受造ノ物ハ見ユルモノト心ヲ以テ想思スルモノトニ

論ナク己レヲ保持スルカ爲メニ神ノ關照ニ需ツ有リ大ワシ

イ聖書ノ章

統治ハ神カ創造力ノ功用ヲシテ其賦スル所ノ目的ニ向ハ

シムル神ノ照管ノ功用ナリ凡ソ善トシテ助ケサルナク其

受造物ヨリ生スル定法目的ノ舛錯違背ハ斷制若クハ後改

シ轉シテ善果ヲ結ハシムルナリ

神ノ統治ノ功用ハ特ニ有智聰明ナル造物ニ關係ス何ニト

ナレハ世界ノ目的ハ彼ニ於テ倣完スレハナリ神ハ人々ノ

カ統治スル

反歸ト救ヒノ爲メニ無數ノ方法ヲ使用ス無慮神ノ照管ニ  
 於ル特示ノ大本ハ神カ人々ヲ永生ニ導クノ諸途ヲ示スニ  
 在リ人ノ永遠ニ於ル神ノ照管ハ聖書ニ救ヒノ攝理ト名ツ  
 ケラルエフエス  
三ノ九  
 聖書ノ言ニ依ルニ火ヤ雹ヤ霧ヤ諸淵ヤ獸ヤ唯主ノ命  
 ニ遵ヒテ主ヲ讚榮ス詩篇百  
四十神ハ時ト歳トヲ變シ王ヲ立テ  
 又王ヲ廢スダニ  
二ノ廿一至上者ハ人ノ國ニ主タリダニ  
四ノ十七主  
 ハ之ヲ窮シ之ヲ富マシ之ヲ謙シ之ヲ設シ之ヲ殺シ且更ニ  
 之ヲ回復スサムイル前  
書二ノ六七

初人淪陷ノ事

創世人ノ  
景境

神ハ新造ノ人ヲ其特別ナル意旨ノ作用ニヨリテ營備セラ  
 レタル地堂即チ秀美ナル園ニ居ケリ男ト女トハ此處ニ在  
 テ内外ノ福熙ニ依リ有福ナル靜寧ヲ以テ樂ミ格別ノ勉強  
 勞苦アルナシシテ能ク其力ヲ益利ニ用ルヲ得タリ地堂ノ  
 生活ハ人ニ美ヲ觀ルノ充分ナル欣喜悅樂ト果ヲ食スルノ  
 快適トヲ得セシメタリ聖金口創世  
記講說十四神ハ地上ノ諸造物ニ上  
 タルノ權ヲ人ニ任シテ人若シ之ニ聽順シテ其旨ヲ充タサ  
 ハ無病不死ノ生命ナルヘキヲ允許ス此レ神カ人ト偕ニス  
 ル約ナリ主タリ有權者タル神ハ其聽順ト自由ノ使用トヲ  
 試ミントシテ地堂ノ諸果ヲ食フヲ許セリ中ニ生命樹ナル



人カ罪ニ  
陥リシト

モノアリテ其果ハ食フ者ニ健康ト生命トヲ與ヘ〔創世記三〕  
 唯一樹善惡キ別ツノ樹ト名ツルモノ、果ヲ食フヲ禁セ  
 リ誠命ニ違ハ、必ス死セント  
 人ハ之ヲ守ラザリキ誘惑者タル魔鬼ハ伴リテ蛇ヲ托シテ  
 黙示録廿ノ二イオ〔エワヲ誘ヘリエワハ禁樹ノ果ヲ食フテ  
 アノ八ノ四十四〕之ヲ其夫ニ與ヒ夫モ爲メニ誘ラ所ト爲リテ共ニ與ニ罪ニ  
 陥リタリ〔創世記三ノ一ヨリ六ニ至ル十二テイモフエイ〕故ニ元  
 祖ノ初罪ハ特ニ禁樹ノ果ヲ食スルニ在リ此罪ノ重キハ恩  
 ナ忘ル、ト物慾ヲ食ルノ望ニ若クハ嗜甘ニ在リ不順ニシテ  
 神ニ抗スルト不信及ヒ驕傲即チ神ノ如クニナラントノ反

逆非望ヲ以テ其尊嚴ヲ凌侮スルニ在リ福アウグステインノ  
 昔ニ曰ク此ニ驕傲ノアルアリ何コトナレハ人ハ神ノ權下  
 ニ居ルヲ欲セスシテ自己ノ權ニ居ラシテ欲セシニ因ル又  
 聖ヲ辱シムルモアリ何ニトナレハ神ニ信頼セサルニ因ル  
 又殺人モアリ何ニトナレハ己レヲ死ニ付セシニ因ル又心  
 神ノ淫モアリ何コトナレハ靈魂ノ無玷ナルハ蛇ノ勸誘ヲ  
 以テ傷ハレシニ因ル又偷盜モアリ何ニトナレハ禁樹ヲ以  
 テ自ラ利セシニ因ル又貪慾モアリ何ニトナレハ既ニ足リ  
 テ愈々求メント欲セシニ因ル〔信望愛要教〕然レハ人ノ陥リ  
 シハ決然回ス可ラサル神使ノ陥リシ如キニアラス人自ラ

初人罪ニ  
陥ルノ結  
果

ハ罪ニ陥リシヲ挽回スル能ハスト雖神ヨリ恢復セラル、  
ヲ得ヘシ

初人ノ罪ニ陥リシ結果ノ見ハレシハ〔ア〕彼等自己ノ身上ニ  
在リ〔カ〕周繞スル所ノ萬物ニ在リ〔サ〕凡ソ子孫ニ在リ

〔ア〕元祖ノ靈魂ニ印スル罪ノ痕ハ其裸ナルヲ識ルニ於テ即  
チ嗜慾ノ紛然タル發動ヲ識認スルニ於テ著見セリ彼等ノ  
心志ハ愈々憎味セリ何ニトナレハ彼等ハ身ヲ樹間ニ隱シ  
テ在ラサル所ナク知ラサル所ナキ神ヲ避ケントシタレハ  
ナリ其意旨ト心情トハ己ニ壞ル何ニトナレハ詐リテ自ラ  
義トシテ〔創世記三〕神ニ其罪ヲ掩ハントシタレハナリ此ノ

如ク靈魂ノ能力ハ全ク顛倒錯乱セリ

肉体ニ就テ之ヲ言ハンニ女ハ病ミテ子ヲ産スルト夫ニ殿

従スヘキ罰ヲ受ケ夫ハ煩重勞苦ノ難ヲ以テ罰ヲ受ケテ共

ニ身死ノ罰ヲ蒙フリ並ニ地堂ヨリ逐ハレタリ〔此罰ノ重キ

ヲ覺見セントセハ己レヲアダムノ地ニ居キテ彼レハ何チ

有シ何チ望ミ且其望ミノ高キヨリ何レノ處ニ投セラレシ

ヲ想フベシ〕〔世記講説〕創

〔カ〕周繞スル所ノ萬物ニ就テ之ヲ見ルニ初人ノ罪ニ陥リシ

ハ萬物ニ神ノ詛ヲ及ホセリ〔創世記三〕〔此詛ハ地上諸果實ノ

不毛ノトニ關係シテ説明スルヲ得ヘシ蓋シ祝○福トハ總テ

多産豊饒ノ謂ニシテ空亡ハ詛ニ從フニヨル  
創世記廿七ノ  
 七十一ノ創世記八ノ二十一六ノ殊ニ此ニ地ノヲ言ハルハ  
 人カ其産スル所ニヨリテ養ヲ得ルニ關係スルナリ然レモ  
 使徒カ言フ如ク造物ハ共ニ劬勞ヲ嘆シテ敗壞ノ奴ヨリ脱  
 センヲ望ミローマ八ノ且義ノ居ル所ヲ得ンカ爲メニ新  
 天新地ヲ望マバベ一ト現時地ノ詛ハ獨リ空亡ノミニ  
 アラサルモノアリフイラレト創  
世記講説  
アズムトエワハ罪ニ陷リシニ依リテ靈魂モ肉体モ共ニ  
 敗壞ニ服セリ故ニ其子モ此敗壞ナクシテ生ル、能ハス  
 父母ノ如ク子モ克ク之ニ肖タリ創世記三壞傷セシ人ヨリ生

遺傳スル  
原罪ノ

ル、ハタゞ壞傷セシ者ナルベシイオア一書三ノ此ノ初  
九イオア三ノ六  
 人以來生出ニヨリテ子女及ヒ凡ソノ苗裔ニ傳ハル連絡ヲ  
 ル敗壞ハ原罪又ハ元祖遺傳ノ罪ト名ツク  
 遺傳ノ罪ハ各人ノ生ル、靈魂ニ於テモ肉体ニ於テモ壞傷  
 シテ惡ニ變ル、ヒカ善ニ變ル、ヨリモ易ク本性ニ於テハ神  
 ノ義怒譴罰ノ下ニ在リローマ三ノ廿テ自個一己ノ力ヲ以  
 テ如何シテモ此境遇ヲ脱スルヲ能ハサルニ在リ  
 聖書ハ一般ノ遺傳壞傷ノヲ明ニ証シテ一人モ其罪ヲ潔  
 クセシ者アラサルヲ言フ曰ク誰カ能ク汚穢ヨリ潔クセラ  
 レシ者アリヤ一モアルヲナシ縱ヒ地上ニ一日ノ存命ヲ爲

スモ「アルナシ」<sup>イオフ十</sup>「四ノ四、五」各人ハ愆尤罪惡ヲ以テ生ル、チ言  
 フダウ「イード」曰ク「視ヨヤ我レ生ル、時愆アリ我母我ヲ姪メ  
 ル時我レ罪アリ」<sup>詩篇五十</sup>「衆人ハ本性ニ依リ神怒ノ下ニ在  
 ルチ言フ曰ク「本性ニ循テ怒リニ服スルノ子タリ」<sup>エフェス</sup>「二ノ三」人  
 ハ皆譴ニ服セシチ言フ曰ク「一人ノ愆ニヨリ審判ハ萬人ニ  
 延及シ以テ定罪ヲ致ス」<sup>ローマ</sup>「五」衆人ハアダムノ罪ノ爲ニ  
 モ死ニ屬スルチ言フ曰ク「罪ハ一人ニ由リテ世ニ入り罪ニ  
 由リテ死アリ死カ萬人ニ延及スルチ致セシハ皆罪ヲ得シ  
 ニ因<sup>ル</sup>」<sup>ローマ</sup>「五」  
 凡ソ公教會ハ恒ニ遺傳ノ壞傷ノ一ノ教理ヲ信認セリ教會

アダムノ  
 罪其子孫  
 ニ歸スル

父師モ此ノ如ク教ヘタリ福アウグステイン教會ノ師等遺傳  
 罪ヲ教ヘシ事ヲベラギイノ徒<sup>遺傳罪ノ者</sup>「遺傳罪ノ者」ニ語テ曰ク「彼等  
 ハ教會ニ於テ得シ所ヲ濫蓄シ自ラ學ヒシ所ヲ人ニ教ヘ神  
 父ヨリ受ケシ所ヲ神子ニ傳フ」<sup>コリアン</sup>「卷八章二卷十一」<sup>各人ハ</sup>  
 辛苦經驗ヲ以テ遺傳壞傷ノ跡ヲ自ラ搜求ス<sup>ローマ</sup>「七ノ」<sup>古</sup>  
 今ノ賢哲ハ人々惡ニ變カル、一ハ善ヨリモ尤勢力アル  
 夫嘆訴セサルナシ  
 元祖ノ罪ハ一般ノ人類ニ歸ス即チ「ア」凡ソアダムノ裔子裔  
 孫ハアダムノ犯罪ニヨリ神ノ前ニ罪人トナリテ刑ニ服ス  
 此ノ如クダウ「イード」ハ神ノ前ニ凡テ有罪ナル一ヲ認メテ曰

ク「主ヨ若シ爾ハ愆尤ヲ鑒察セハ主ヨ誰カ能ク立タン」〔詩篇  
 三十〕「爾ノ僕ヲ以テ審判コ付スル勿レ蓋シ凡ソ有生ノ者ハ  
 一トシテ爾ノ前ニ義アルナシ」〔詩篇百四〕「カ」人皆神怒ノ下ニ  
 在リ〔エフェソ〕凡ソ人類ハ罪人トシテ神ノ悦フ所トナラス此  
 ノ神怒ハ人モ實體アル萬有モ同ク死シ且苦ヲ受ルヲ以テ  
 顯露ス〔サ〕アダムノ苗裔ハ此世ニモ來世ニモ神ト祉福ヲ共  
 コスル体合ノ權ヲ奪ハレタリ曰ク「皆己ニ罪ヲ犯シテ神ノ  
 榮ヲ得サルナリ」〔ローマ三〕  
 アダムノ犯罪ニヨリ人類ハ一般ニ神ノ前ニ有罪ナル者ト  
 スル至公教會ノ確認ハ罪ヲ脱スルカ爲メニ小兒ニ施スノ

洗禮ニ於テ顯ハル何ニトナレハ纒ニ生レタルノミノ赤子  
 ハ未ダ自己ノ罪アラサルニ因ルアダムノ罪ガアダムノ苗  
 裔ニ蒙フル本源ハ神ノ化工ヲ腐壞セシメタルヲ罰ナクシ  
 テ置ク能ハサル神ノ無限ナル義ト生命ノ開クルニ循ヒ人  
 々ニ開クル人間ノ自由トニ在リ遺傳罪ヲ蒙フルノ度ハ自  
 由分ノ度ト相準依スルナリ蓋シイエススハリストスカ吾  
 人ノ爲メニ獲ラレシ義モ唯人ノ自由ノ力ニ由リテ之ヲ有  
 ス〔ローマ十五ノ十八、十九〕元祖ノ罪カ衆人ニ蒙フル本源ヲ此ノ  
 如ク講明スルハ諸神父ニモ見ユ聖イウステイン曰ク「人間ハ  
 アダムヨリ以來死ト蛇ノ誘ニ服セリ蓋シ各々自己ニ依テ

モ惡ヲ行ヘリ」トイウデア人ナリフツン  
 東ノ總主教等其書六節ニ述ヘテ曰ク我レ信ス神ニ造ラレ  
 シ初人ハ地堂ニ於テ神誠ヲ犯シ蛇ノ狡惑ニ從ヒシ時墜墮  
 ス此ヨリ以來元祖ノ罪ハ所在蔓延シ繼々承々シテ萬子孫  
 ニ及ホシ肉身ニ因テ生レシ者ノ中一モ此レカ重輓ヲ免レ  
 現生ニ在テ墜墮ノ結果ヲ感觸セサル者アラサリシテ而シ  
 テ我等ハ墜墮ノ重輓ト結果トナ以テ罪ト名ツクルニアラ  
 ス、、、罪ニ惹レ易キト神ノ義判ハ其不順ノ爲メコ人  
 ナ罪シタル難苦例ハハ勞苦、憂愁、軀ノ荏弱、産ノ劬勞、若于時  
 間此世ノ旅ノ困苦ナル生涯終ニ身死スルヲ以テ墜墮ノ重

罪ニ陥リ  
 シ人ニ善  
 ノ尙存ス  
 ルアル

輓結果ト名ツクルナリ  
 縱令元祖ノ罪ニ陥リシ結果ハ大ニシテ且怕ルヘシトイヘ  
 トモ罪ニ陥リシ人間ニ其智ノ真理ニ向ヒ意ノ善ニ向ヒ心  
 ノ幸福ニ向フ銷拭ス可ラサルノ意思ト是ヲ是トシ非ヲ非  
 トスルノ良心ニ存スル神像ノ印識ト善ノ殘餘トハ猶存ス  
 ルアリ  
 「律法無キノ異教人ハ自ラ律法ノ事ヲ行フ」  
 ト罪ニ陥リシ人ニ此ノ神像ト善良ナル心意ノ存スルハ親  
 シ神ヨリ賜ハリシ贖罪功ヲ受ルコカ人ノ爲メニ能クスヘ  
 キヲ顯ハセリ若シ罪ニ陥ルノ後善ヲ愛シ罪ヲ悔イ神ニ向

行實十ノ四參考

フノ印識カ人ニ存セサリセハ人ノ命運ハ罪ニ陥リシ惡鬼ノ命運ト異ナルヲ無カラントス

第三分類

罪ニ陥リシ人間ノ贖罪主、神ノ事

人ノ贖罪主

三位ノ神ハ罪ニ陥リシ人ヲ依然トシテ窘困ナルノ地位ニ置カス人ハ自ラ罪ニ由リ怒リニ觸ル、神ト和スルヲ能ハス其壞傷セシ本性ヲ改ムルヲモ亦必ス能ハサルナリ人ハ何如シテモ自ラ神ノ前ニ其罪ヲ消滅抹殺スルヲ能ハス蓋シ公義ノ判ハ罰無クシテ舍ク能ハサレハナリ人ハ其壞傷セシ本性ヲ改ムル能ハス是ヲ以テ法ノ犯人トシテ永ク神ノ譴罰ノ下ニ在ラサル可ラサラントス然レモ神ハ自ラ永久ヨリ罪ニ陥リシ人ヲ救ハンヲ預定ヒリ至聖三者ノ第

神ノ子カ  
人体ヲ藉  
ルハナリ

三位世々ノ先ニ神、父ヨリ生レシ神ノ子、神、父ト一体ナル眞  
神、造物主ハ神ニテ定メラレシ時ノ至ルニ及ヒ代贖シテ人  
類ヲ救ハシカ爲メニ世ニ來レリ地ニ居リ苦ヲ受ケ十字架  
ニ釘セラレ死シテ復活シ榮光ノ肉体ヲ以テ天ニ昇リ神、父  
ノ右ニ坐シ生者死者ヲ審判スルカ爲メニ還テ來ラン彼レ  
ノ國ハ終リ無ラントス  
人体ヲ藉ルハ神ノ言ガ人性ト合シテ一トナルニ在リ曰ク  
「言ハ肉身ト成ル」<sup>一イオアン</sup>ト聖書ニ常ニ用フル肉身トイヘ  
ルハ全キ人ト云フ意ナリ言ハ肉身ト成ルトハ神ノ言ハ神  
ノ言、神ノ子、神タルヲ變セスシテ全キ人ノ本性、地ニ屬スル

人体ヲ藉  
ルハナリ  
重要ナル

ノ肉体ト聰明ナル靈魂トヲ受ケ賜ヘルナリ神學者聖グリ  
ゴリイ曰ク至永至遠ニシテ見ルヘカラサル不可思議無形  
体ナル神ノ言、初ヨリスル初メ光ヨリスル光、永生不死ノ源、  
父ノ顯現及ヒ言ハ自ラ其像ニ來リ同ヲ以テ同ヲ潔クセン  
トシテ吾カ靈魂ノ爲メニ肉身ヲ受ケ罪ヲ除クノ外ハ全ク  
人ト爲ルヲ致ス<sup>三十八</sup>ノ説教  
神ノ子カ人體ヲ藉ルハ凡ソ人ヲ救フノコトニ於テ神ノ攝理  
ノ中心根本ニシテ且信ノ至大ナル奧義ナリ曰ク眞ニ大ナ  
ル哉敬虔ノ秘義ヤ神ハ肉體ニ顯ハル<sup>テイモフエイ</sup>前<sup>六</sup>此レ乃チ  
神ノ睿智、至善、仁慈ノ無上ナル作爲ニシテ并セテ愛ノ靈妙



ナル奇蹟且與義ナルナリ神ハ世ヲ愛シテ其獨生ノ子ヲ賜  
 フニ至ル凡ソ之ヲ信スル者淪亡ヲ免レテ永生ヲ得ルヲ致  
 スイオアン三ノ十六人々聖書聖傳カ傳フル天上神使ノ爲メモ周  
 通スル能ハサルペートル前ノ此與義ヲ充分ノ虔恭ヲ以テ  
 受ケサルヘカラサルナリ

人體ヲ藉ルノ目的

人體ヲ藉ルノ目的ハ神ノ榮光ナリ其善旨ニ依テ我等イイ  
 ススハリス一スニ由リテ其子ト爲ルヲ預定シ其榮恩ヲ讚  
 シエフエス一ノ五、六、十四、三ノ九ヨリ十天地ノ前ニ此榮光ノ  
 彰ハル、ヲ致ス今在天ノ諸々ノ有威有權者ハ教會ヲ以テ  
 神ノ萬殊ナル智慧ヲ知ルヲ致スエフエス三ノ十二ペートル神  
 前番一ノ十二參考

使ハ人體ヲ藉リシ神ノ子カ生レシコトヲ牧者ニ報シ首ト  
 シテ神ヲ讚揚シテ曰ク上ニ在テハ榮神ニ歸シ地ニ在テハ  
 和平人ハ恩澤ヲ蒙ルルカ二ノ十四ト然レ凡人體ヲ藉ルノ近切ナ  
 ル目的第一ノ緣由ハ人間ノ救贖ニ在リ曰ク神ハ世ヲ愛シ  
 テ其獨生ノ子ヲ賜フニ至ル凡ソ之ヲ信スル者ニ淪亡ヲ免  
 レテ永生ヲ得ルヲ致ス且神ハ其子ヲ遣ハシテ世ニ降スハ  
 世ヲ罪スルカ爲メニアラス乃チ世ヲシテ之ニ由テ救ヲ得  
 セシムルノミイオアン三ノ十六、十七神學者聖イオアン一曰ク神ノ子之  
 カ爲メニ現著シテ魔鬼ノ工ヲ毀ツイオアン一聖使徒パリエ  
 ル神ノ子ノ事ヲ謂テ曰ク彼レ自ラ亦共ニ之ニ即チ血肉屬ス處

贖罪功ハ  
神ノ自由  
ニ依ル

チ以テ死ノ權ヲ有スル者即チ魔鬼ヲ廢スヘキヲ致ス<sup>レ</sup>エウ  
 十四ノ<sup>ト</sup>然レヒ此ノ目的即チ魔鬼ノ權ヲ毀ツ<sup>ト</sup>ハ他ニアラ  
 ス人類ヲ救贖スルノ中ニ包涵ス聖教會ハ信經ニ於テ人体  
 テ藉ルノ目的ハ人類ノ救ヒナリト承認ス曰ク彼レ吾人  
 爲メ又吾人ノ救ヒヲ得ルカ爲メニ天ヨリ來リ聖神ニ因リ  
 處女マリヤノ體ヲ藉リテ人ト爲レリト  
 神ハ全ク其意ノ自由ナル望ミニ依リテ人ヲ救贖セリ救贖  
 ノ功ハ神ノ愛ノ人間ニ及フニヨリテ成レリ神ハ其愛ヲ我  
 等ニ彰ハス蓋シ我等ノ尙ホ罪人タリシ時ハリストスハ我  
 等ノ爲メニ死セリ<sup>一</sup>ローマ五ノ八イオアン三ノ<sup>一</sup>神ハ洪慈ナ  
 十六イオアン一書四ノ九

神ノ子人  
體ヲ藉ル  
ルノ緊要ナ

リ我等罪ニ在リテ死セシ者ヲ愛スルノ大愛ニ依リ我等ヲ  
 甦シテハリストス<sup>ト</sup>借<sup>ニ</sup>ス<sup>一</sup>エフエス二ノ四、五イオ  
 仁慈ト恩寵トニ依リテ成レリ我カ救主神ノ恩寵、仁慈、顯著  
 スル時ハ我カ義ヲ行フノ功ニ由ルコアラヌ乃チ其矜憐ニ  
 由リ重生ノ洗チ以テ聖神ノ新チ以テ我等ヲ救フ<sup>一</sup>タイト三ノ  
 一ト此ノ如ク神ノ子、造物主ナル中保者ハ專ラ其愛ニ依リ  
 降生シテ人ト爲ルチ以テ吾人ヲ贖ヒ神ト和睦スル<sup>ト</sup>賜  
 ハレリ  
 神ノ子ハ專ラ其意ノ自由ナル望ミニ依リ愛ノ人間ニ及フ  
 ニヨリテ人體ヲ藉ルト雖ヒ眞ノ人性ヲ己レコ受ケテ罪ノ

外ハ備サニ人間ノ劣弱ヲ營ムルコトハ人ノ贖罪主ニ合宜ス  
 「夫レ萬物之ニ本ツキ之ニ歸スルモノハ多子ヲ引テ榮ニ進  
 マシメント欲ス則テ之ヲ救フノ君ヲシテ苦難ヲ以テ全キ  
 テ成サシムルハ宜ナリ」エウレイ二ノ十、十四、十八ト聖書及  
 参考ルカ二十四ノ二十六  
 聖傳ニ證ス若シ神ノ子人体ヲ藉リテ人ト爲ラス且ツ之  
 チ贖フアラサリセハ人ハ永ク淪亡ノ物タラン  
 金口聖イオアソ曰ク「中保者ハ中保者トナルカタメニハ彼  
 此ト親者タラザルヘカラス若シ彼レ一ト親者タルモ他ト  
 否ラサレハ中保者トナル能ハス彼レ若シ父ト同一ノ性ヲ  
 有セサレハ中保者ニアラス疎外者ナリ蓋シ彼レハ人々ニ

來ルカ爲メニ人性ヲ有セサル可カラサル如ク神ヨリ來ル  
 ニヨリ亦是ノ如ク神性ヲ有セサルヘカラス彼レモシ人ノ  
 ミナレハ蓋シ中保者ニアラス何トナレハ中保者ハ神ト最  
 モ親シキ關係無ルヘカラサレハナリ彼レダ、神ナルモ亦  
 中保者ニアラス蓋シ其中保セラル、者ハ彼ニ近ツクコト能  
 ハサレハナリ」テ、モ、フ、エ、イ、前  
 書講說第七

聖イリテイノ書ニ曰ク「主カ人子ト爲レルハ蓋シ我等カ種  
 族ハ被勝人ニ由テ死ノ爲メニ服セラレシ如ク我等モ是ノ  
 如ク勝人ニ由テ再ヒ生命ヲ得ンカ爲メ死ハ人ニ由テ我等  
 ニ勝ツテ得タル如ク我等モ人ニ由テ死ニ勝ツテ得ンカ爲

イリテイ又曰ク我等ハ人體ヲ藉リテ人ト爲リシ神ノ言ハ  
由ルニアラスンハ蓋シ神ヲ識ル能ハザリシナラン能ク父  
ノ事ヲ我等ニ知ラシムル者ハ他ニアラス唯彼ノ實在ノ言  
ノミナリ誰レカ主ノ心ヲ知ルヤ誰カ其共議者タルヤ」  
一ノ三十」我等ハ吾眼ヲ以テ彼ノ照臨者ヲ見吾耳ヲ以テ彼  
四ノ三十五」言ヲ受ケヨリテ彼レノ行ヒニ法ル者トナリ其教訓ヲ  
奉スル者トナルヲ勉メ之ト體合シテ凡ソノ約束ト限制ト  
ヨリモ上ナル者ノ成全ヨリ上進ヲ假ルニ堪フル者トナラ  
スノハ學ヒ知ル能ハス」  
異端ヲ闢ク書一章

人間ヲ  
罪主ヲ  
ルニ預  
セシ事  
備受

神ハ人ノ罪ニ陥ルヲ預知シテ其子ノ人體ヲ藉リテ人ト爲  
ルト死スルトヲ以テ人ノ罪ヲ贖ヒ創世ノ地位ニ回復スル  
ヲ既ニ永遠ニ豫定スト雖ヒ然レモ贖罪主ハ元祖カ罪ニ  
陥ルノ後頓ニ世ニ來ラス世未」  
四ノ一」ペ」ト」スルハ人ヲシテ千百年ノ經驗ヲ以テ其陷  
前書一ノ五」  
墜ノ最深クシテ之ニ追隨固着セル禍惡ノ最重キヲ認知シ  
自身一己ノ力ヲ以テ此ヲ救脱スルヲ能ハサルヲ確信セシ  
メンカタメナリ然レモ神ノ子カ地上ニ來ラサルノ間モ慰  
スル所ナクシテ人ヲ遣カス之ニ後日來ラントスルノ贖罪  
主ヲ示ス彼レハ其選民ニ因リ許約、預言、預象ト律法トヲ以

テ漸々ニ時ノ景情ト人間ノ應用トニ從ヒテ贖罪主ヲ受  
ルニ預備シ<sup>エウレイ</sup>一ノ一<sup>ペー</sup>異邦人ヲハ之カ爲メニ神  
ノ照管ヲ會得セシメ尋常ノ途ト他途トヲ以テ亦之ニ誘導  
セリ<sup>マトフ</sup>ニ<sup>フエ</sup>ニ

此ノ如ク神ハ元祖カ罪ニ陷ルノ後幾クモ無クシテ之ニ婦  
ノ種ハ將ニ蛇ノ首ヲ撃タントス<sup>創世記三</sup>トノ約ヲ與ヘリ  
即チ婦ヨリ生レシ者ハ魔ノ權ヲ毀タントノ謂ナリ其後救  
世者ハアウラアムイサアク及ヒイアコフノ苗裔即チ後胤  
タリ<sup>創世記十二</sup>ノ三<sup>二十八</sup>ノ十八<sup>廿二</sup>ノ十六<sup>異邦人</sup>ノ中保  
者及ヒ希望者タルヲ報知ス<sup>創世記四</sup>次<sup>テ</sup>モイセイニ匹似

スルノ大預言者タリ<sup>復傳律例十</sup>被傳油者及ヒ王タリ<sup>詩篇</sup>

永遠ノ王及ヒメルヒセデ<sup>ク</sup>ノ斑位ニ循フノ司祭タリ<sup>詩篇</sup>

百<sup>無玷至潔ナル處女ヨリ生ル</sup>、エマスイル<sup>タリ</sup>ノイ<sup>サ</sup>イ<sup>ヤ</sup>

勇毅ナル神タリ<sup>六</sup>九<sup>ノ</sup>世ノ罪ヲ負フノ羔<sup>タリ</sup>イ<sup>サ</sup>イ<sup>ヤ</sup>新約ノ

設立者<sup>イ</sup>エ<sup>ゼ</sup>キ<sup>イ</sup>リ<sup>三</sup>十四<sup>ノ</sup>二十<sup>三</sup>ヨリ<sup>三</sup>十一<sup>ニ</sup>至<sup>タル</sup>チ

象示ス贖罪主カ來ルノ時ヲ示シ<sup>創世記四十九</sup>ノ九<sup>十</sup>ノ

至ル<sup>ア</sup>ゲ<sup>イ</sup>ニ<sup>六</sup>ヨリ<sup>十</sup>イ<sup>ウ</sup>ダ<sup>ノ</sup>苗裔ニ出テ<sup>創世記四十</sup>

ヨリ<sup>三</sup>ニ<sup>至</sup>ル<sup>イ</sup>レ<sup>ミ</sup>ヤ<sup>二</sup>十三<sup>ノ</sup>五<sup>六</sup>ウ<sup>フ</sup>レ<sup>エ</sup>ム<sup>ニ</sup>生ル

、チ預告シ<sup>五</sup>ノ<sup>二</sup>且其誕生及ヒ生活、死、復活、昇天ノ景情ヲ

預言ス<sup>詩篇廿二</sup>、<sup>四十一</sup>ノ<sup>十</sup>、<sup>七十一</sup>ノ<sup>廿</sup>、<sup>八十五</sup>ノ<sup>十一</sup>、<sup>十二</sup>、<sup>十六</sup>ノ<sup>十</sup>、<sup>イ</sup>サ<sup>イ</sup>ヤ<sup>九</sup>ノ<sup>一</sup>、<sup>二</sup>、<sup>廿六</sup>ノ<sup>十九</sup>、<sup>三十五</sup>ノ<sup>三</sup>、

至六五十三マニイハ九ノ廿六ザハリヤノ  
 九ノ九十二ノ十二、十三、オシヤ六ノ三  
 此ノ如クニ許約セラレタル救世主ハ乃チ羅馬帝アウグス  
 トノ時イウテヤ王イロドノ日ニ當リ聖神ニ因テ至聖ナル  
 處女マリヤノ體ヲ藉リテ降生シ苦テ受ケ十字架ニ死シ墓  
 ニ葬ラレ隨テ復活シテ天ニ昇リシ主イエイススハリストス  
 ナリ

此レ明ニ〔ア〕贖罪主ノコニ關スルノ許約預言及ヒ預象ヲハ  
 リストス一代ノ傳ト參看スルト〔カ〕神、父カ自ラ彼レノコ  
 證スルトニヨリテ顯著シ〔サ〕其同時者ニハ先驅イオアン  
 リザウエタシメオン及ヒ其他モ贖罪主ノコヲ證ス

〔ア〕福音經ハ處々ニ事ハ預言ノ如ク成リ預言者ノ言ハ之ニ  
 應セシヲ示ス〔例ヘハマトフエイ一ノ一至廿五詩〕  
 〔カ〕神、父ハイエイススハリストスハ其子ナルヲ公然ト證明セ  
 シコ一回ノミナラス彼レカ聖洗ノ時〔マトフエイ三ノ十七〕ニ於テ山  
 上ニ於テ其門徒ノ前ニ變容セシ時ニ及ヒイエエルサリーム  
 ニ於テ〔マトフエイ十七ノ五、イオアン十二ノ二十八〕  
 〔サ〕先驅イオアンハイエイススハリストスノ近ツクテ見テ語  
 テ曰ク「親ヨヤ神ノ羔、世ノ罪ヲ負フ者」〔イオアン一ノ廿九〕義婦エリザ  
 ウエタハ聖神ニ感シイエイススハリストスノ母ニ語テ曰ク「我  
 カ主ノ母我ニ臨ム我レ何ニ由テ此ヲ得ル」〔ルカ一ノ四十三〕

オシハ イイ スス ハリス トス ヲ光 トナリテ 異邦ヲ照ス者并  
ニ イズ ライリ 人ノ榮ヲ爲ス者ト名ツク ルカ二ノ三十一 其他亦  
イ スス ハリス トス ハ 神ノ子ナルヲ證明セリ マテフイ十六  
五十四 マルク十五ノ三  
十九 イオアン廿ノ卅一

〔二〕イイ スス ハリス トス ノ位ノ事

イイ スス ハリス トス ノ位ノコノ教理ニ於テハ 彼レカ 神性  
ノコト 人性ノコト 人性ト 神性ノ 結合ノ 情狀ト 其結果トニ  
論及セサルベカラス

イイ スス ハリス トス ハ 眞ノ 神カミ、神言ゴト、至聖三者ノ 第二位世々  
ノ 先ニ 神、父ヨリ 生レテ 父ト 一体ナル 神ノ 獨生子ナリ 救主

イイ スス  
ハリス ト  
スハ 眞神  
ナリ

自ラ 曰ク 我ト 父ト ハ一ナリ イオアン十ノ三十七 徒等  
ハ 彼レヲ 神ト 名ツケ イオアン 肉體ヲ以テ出現シタル 世々  
ニ 頌セラルヘキ 眞神ト 名ツク イオアン 一書五ノ二十  
十六 テイト 全地教會ハ 此定理ヲ 信認シテ 凡ソ 他ニ 想出ス  
ル者ヲ 斥除ス 此ノ 定理ノ 爲メニ 無數ノ 致命者ハ 尤 怖ルヘ  
キ 苦ト 死トヲ 受ケタリ

イイ スス ハリス トス ハ 唯眞ノ 神ナルノ ミナシス 亦眞ノ 人  
ニシテ 凡ソノ 固有ト 共ニ 眞ノ 人性ヲ 受ケシ者ナリ 即チ 四  
肢百体ト 共ニ 肉身ヲ 受ケ 諸才能ト 共ニ 靈魂ヲ 受ケシ者ナ  
リ 此ノ 如ク 彼レハ 人間ノ 體ヲ 有シテ 體ニ 属スル 免レ得サ

イイ スス  
ハリス ト  
スハ 眞ノ  
人ナリ

ルノ一即チ飢渴睡眠ノ如キ有リ苦ヲ受ケ死シ且罪ヲレタ  
 リ聖使徒イオアン曰ク凡ソ靈イイススハリストスカ肉身  
 ナ以テ臨マレシヲ認メサル者ハ神ニ由ル者ニアラス此レ  
 乃チハリストスニ敵ス  
 卅九イオアン一書四ノ二三ルカ廿四ノ  
 十廿六参考

然リ而シテイイススハリストスハ我カ人性ト一ナル一ハ  
 一ナレトモ彼レハ元祖世變ノ罪ニ分有ラサルノヨナラス  
 全ク聖且無罪ナリハリストス自ライウデヤ人ニ問テ曰ク  
 「爾中誰カ能ク罪ヲ以テ我ヲ責ムルカ」  
 一ノ四十六「使徒等ハ  
 證ス」彼ニ在テハ罪無キナリ  
 一イオアン一書三ノ五「彼レノ試ミラレシ

イイスス  
 ハリスト  
 スノ位ニ  
 二性アル

ハ一ニ我等ノ如シ唯罪ナキノミ  
 四ノ十四「彼レハ非常ニシ  
 テ聖神ニ因リ處女マリヤノ胎ニ投シテ生レタリ即チ生ム  
 ノ前モ處女ニシテ生ムノ後モ亦然ル第三全公會ノ教道ニ  
 依ルニ永久ノ處女ナル者ヨリ生レタリ  
 我等ハ吾カ主イイススハリストスヲ眞神人ト信認シ并  
 セ彼レニハ神人ノ二性一位ニ結合セラレシヲ信認ス此  
 結合ハ神ト義人トノ間ニ存シ或ハ能ク兩個人ノ間ニ存ス  
 ル如クナル心ノ合同ニアラス乃チ實在ノ合一、至奧至密ナ  
 ル位ノ合一ニシテ神性ヲ以テ人性ヲ受ケタルニ由リテ位  
 ノ合一ヲ爲ス二性ノ合同ナリイイススハリストスニ一位



アリ此位ハ神ノ子言ノ位ナリ父ノ位ニアラス亦聖神ノ位  
 ニアラス蓋シ唯一ノ言ニシテ父ニアラス聖神ニアラサル  
 ハ以テ肉身トナルナリ此ノ人體ヲ藉リテ人ト成リタルノ  
 言ハイエススハリストスノ名ヲ受ケタリ此レイエススハ  
 リストスハ乃チ人體ヲ藉リシ言降リテ人ト爲リシ神ノ子  
 眞神ニシテ且眞人即チ神人タル所以ナリ我等ニ在テハ唯  
 一ノ神父アリ萬物ノ由ル所我等亦之ニ歸スル者又唯一ノ  
 主イエススハリストスアリ萬物ノ頼ル所我等亦之ニ頼ル  
 者  
 〔コリンフ前書八ノ六  
 エフェス四ノ六〕  
 第四ノ全公會ニ於テ神ト人ノ兩個ノ性ハイエススハリズ

ハリス

スニ二性  
ノ結合ス  
ルヲ

トスニ混合シテ一トナルヲ致セリト教ヘシモノフィジト  
 ノ異端ハ辨駁スル所ト爲リテ神ト人ノ兩個ノ性ハ混合セ  
 ス、變易セス、相別レス、相離レスシテイエススハリストスノ  
 中ニ結合セリト論定ス  
 混合セストハ互ニ相雜注シ相混合シテ此レヨリ一種ノ新  
 性ヲ合成シタルニアラス但兩個各様ノ本性ヲ以テ救主ノ  
 位ニ竝存スルナリ  
 變易セストハ神性モ決シテ人性ニ變セス人性モ決シテ神  
 性ニ變セス彼此二者ハ全キヲ以テ救主ノ位ニ存スルナリ

〔正教宗鑑第一分  
類三十八ノ問答〕

イ、ス、ハ  
ハリスト  
スニ二性  
結合ノ結  
果

相別レストハ神ト人トノ性ハ各々其ノ固有ヲ以テイイス  
スハリストスニ存在ス然レハ相分レスシテ一位ニ結合セ  
ラレシナリ  
相離レストハ兩個ノ性ハ神母ノ胎内ニ懷孕セシ時ヨリ結  
合シテ未タ會テ相離レス今モ相離レサルナリ  
イイススハリストスノ一位ニ兩個ノ性ノ結合ノ結果ハ左  
ノ如シ  
〔一〕イイススハリストスノ位ニ於テ兩個ノ性ノ台通スルコ  
ナリ神ノ固有チ人性ニ附ケ人ノ固有チ神性ニ附クル假令  
ハ吾主イイススハリストスノ一チ唯神ハ若ク受ケ榮光ノ

主ハ十字架ニ釘セラレト曰ヒコリント前又ハ彼レチ永久

ノ子、無始ノ人ト稱スルハ錯ラサルナリダマスクノ聖イオ  
ア正教講述三卷

〔四〕

〔二〕人性ヲ神トスルコトナリ即チダマスクノ聖イオアン講明  
スル如ク神ノ子カ其位ノ合一ニ於テ受クル所ノ人性ハ神  
性ニ密着シテ神ト一ト爲ル此レ本性ノ變易若クハ混淆ニ  
依ルユアラス乃チ神言ト至親至密ナル位ノ結合ニ依ルテ  
以テス同上

〔三〕神人タルイイススハリストスニハ神性ニ於テモ人性ニ  
於テモ同ク神ニ應スル叩拜ヲ致スヘキナリダマスクノ聖

イオアン曰ク一ナルハハリストスナリ做成ノ神ニシテ做  
 成ノ人ナリ我等ハ父、聖神ト同シク之ニ叩拜シ其至潔ナル  
 体ト共ニ唯一ノ叩拜ヲ以テ之ニ叩拜ス我等ハ彼レノ肉身  
 ニ叩拜スルヲ嫌ハサルナリ何ニトナレハ肉身ヲ以テ位ト  
 爲セル言ノ一位ニ叩拜ヲ爲セハナリ我等肉身ヲ拜スルハ  
 尋常一様ノ肉身トシテ拜セス神性ト結合スルノ肉身トシ  
 テ拜スルヲ以テナリ在天在地在地下ノ者ハ凡テイイスス  
 ノ名ニ膝ヲ屈スルヲ致ス（フリップ  
 ニノ十）

イイスス  
 ハリスト  
 スニ兩個

〔四〕イイススハリストスニ神ト人ノ兩個ノ意旨及ヒ兩個ノ  
 作爲有ルナリイイススハリストスニ於テ一個ノ意旨ヲ

ノ意旨ア  
 ル

認メタル「モノフエリト」ノ異端ヲ辯駁シタル聖ナル第六全  
 公會ハ此教理ヲ顯ハス「左ノ如シ」我カ聖ナル諸父ノ教ニ  
 循ヒテ我等モ信認ス彼レニ兩個本性ノ意旨若クハ希望及  
 ヒ兩個本性ノ作爲アルハ相離レス變易セス相別レス相混  
 合セサルモノナリ且兩個本性ノ意旨ハ相觸犯セサルナリ  
 必ス不敬虔者カ言フ如クナルヘカラス但彼レノ人間ノ意  
 旨ハ彼レノ神ニシテ且全能ナル意旨ニ順フナリ  
 救主己レノ事ヲ證明シテ曰ク「天ヨリ降ルハ以テ己レノ意  
 ヲ行フコアラズ乃チ我ヲ遣ハセシ者ノ意ナリ」（イオアン六  
 ノ三十八）

至聖童貞  
 神母マリ

〔五〕イイススハリストスノ眞ノ母至聖ナル童貞マリヤハ合

當眞正ニ神母ナリダマスノ聖イオアン講明シテ曰ク「蓋  
 シ彼レヨリ生レシ者ハ眞神ナリ故ニソノ體ヲ藉リテ人ト  
 爲レル眞神ヲ生ミシ者ハ眞ノ神母ナリ我等ハ言フ神カ彼  
 レニヨリテ生レシハ言ノ神聖ナルハ彼レヨリ有生ノ始メ  
 ナ受ケシニアラス乃チ未タ時アラサル世々ノ先ニ父ヨリ  
 生レ無始永遠ニ父及ヒ聖神ト共ニ存在スル神ノ言ハ後來  
 我等カ救ヒノ日ニ至テ聖童貞ノ胎ニ降り變易スル所ナク  
 ソノ人体ヲ藉リテ生レタリト蓋シ聖童貞ノ生ミシモノハ  
 常人ニアラス乃チ眞神ナリ唯單ニ神ニアラス乃チ肉身ヲ  
 成セル神ナリ」〔正教講述三〕童貞マリヤハ聖書ニ主ノ母ト名

ケラル此ノ如ク義婦エリザベタハ聖神ノ感ニ依リ童貞マ  
 リヤチ主ノ母ト名ツケタリルカ一ノ四十一、四十三、マトフイ  
 一ノ廿三、ルカ一ノ卅一、卅二、卅五、  
ガラテヤ四ノ四、テイモフエイ神ノ子ハ神使ニヨリテ處女マリ  
 ヤノ胎實ト名ツケラルルカ一ノ卅二教會ノ載籍ハ寵  
 福ヲ滿被セシ主イイススハリストスノ母マリヤチ眞正ニ  
 神母ト信認スルハ恒ニ聖教會ノ定理ヲ成セルヲ示ス  
 至聖童貞マリヤハ聖神ノ力ヲ以テ神ノ子ヲ姪ニ且生ミシ  
 ニ因リ彼レハ生ムノ前モ生ムノ時モ生ミシ後モ童貞ナリ  
 即チ永久ノ童貞ナリ  
 彼レハ永福ニシテ無玷ナル神子ノ母ナルニヨリ聖教會ハ

彼レヲ諸靈ニ超越スルモノトシヘルビムヨリモ尊貴ニシ  
 テビラヒムヨリモ光榮ナルモノト信認ス  
 然レモ童貞マリヤハ元祖ノ罪ヨリ脱セシニアラス其姪マ  
 ル、ニ於テモ生マル、ニ於テモ彼レハ世襲ノ壞傷ニ分有  
 ル者タリ詩篇五十「ダマスクノ聖イオアンカ説明スル如ク  
 聖神ハ彼レニ降り彼レヲ潔クシテ己レニ言ノ神性ヲ受ル  
 コモ且之ヲ生ムニモ堪フヘキヲ賜ハリ」正教講述テ之ヲ聖  
 中ノ尤聖ナル者ト爲シリ寵佑ヲ被フリシ永貞神母ハ自ラ  
 神、言テ自己ノ救主ト信認スルカ一ノ四十七「何コトナレハ彼レモ  
 贖罪ト贖罪主トニ需ツアレハナリ」

〔三〕主 イイススハリストスカ人間ノ贖罪功ノ

人間ノ贖罪功ノ

イイススハ救世者ナリマトフェイ一ノ二十「彼レハ人類ヲ罪  
 ノ奴ト罪ノ爲メノ罰即チテマトフェイ一ノ三十一」彼レハ人類ニ陥リシ以後  
 人間ニ墮落シ來ルノ詛ヨリ免レシメテ之ヲ神ト和睦セシ  
 メ若クハ之カ永遠ノ救ヒヲ成セリ  
 此ノ人ヲ救フノ功ハイイイススハリストス之カ爲メニ神ノ  
 永遠ノ定旨ニ循テ己ニ創世ノ先キニ定メラレペ一ノ二十前  
 人體ヲ藉ルニ及テ之カ爲メニ聖神ヲ以テ膏ヲ傅ケラレタ  
 リルカ四ノ十八ヨイイススハリストスハ自ラ其行事ヲ役  
 ト名ツケタリマトフェイ廿ノ廿八  
マトフェイ十ノ四十五

イエス  
ハリスト  
スノ役職

イエススカメシヤ若シクハハリストス〔譯スレハ膏ヲ傳ケ  
 ラレシ者即チ人性ニ於テ聖神ノ諸賜ヲ滿被スル者〕トシテ  
 贖罪功即チ人類ノ救ヲ行ヒシ役職ハ三ツナリ即チ預言者  
 タルト司祭長タルト王タルトナリ蓋シ預言者司祭長及王  
 タルノ尊ハ宜クイエススニ屬スヘシ其預言者タルノ尊ハ  
 彼レノ教法預言及ヒ奇蹟ヲ以テ顯ハレ其司祭長タルハ  
 間贖罪ノ爲メニ己レヲ獻祭セシヲ以テ顯ハレ其王タルハ  
 神ノ國ニ於テ彼レノ主權若クハ獨主ノ權ヲ以テ顯ハル  
 イエススハリストスハ衆人ノ師タル職ニ於テ聖神ヲ以テ  
 膏ヲ傳ケラレタリ〔若クハ非常ノ恩賜ニ充タサレタリ〕

イエス  
ハリスト

職者タル役

三ノ十六、十七ルカ三ノ廿二、其師タルハ一預言者モ此ノ如  
 四ノ一、イオアソノ一ノ三十三、キ者アルナク〔廿八ノ廿〕彼レハ自ラ眞理ニシテ且生ヲ施ス  
 ノ眞理ナリ曰ク「我ハ即チ途ナリ眞ナリ生命ナリ」〔イオアソ  
 我等カ主イエススハリストスハ唯預言セシノミナラス人  
 ニ存スル所ヲ悉ク知リ〕〔イオアソ二〕自己ノ難キ受ケテ死ス  
 ルヲ預知シ使徒及ヒ其教會ノ將來ノ命運ト〔行實一ノ八、イ  
 二十、十〕世ノ將來末後ノ命運トヲ知レリ〔マトフェイ十六ノ廿  
 六ノ二〕〔世ノ將來末後ノ命運トヲ知レリ〕〔マトフェイ十六ノ廿  
 五ヨリ三〕  
 イエススハリストスハ其教法ト其尊位ノ神タルヲ證スル  
 ニ人ノ未タ行ハサル所ノ奇蹟ヲ行ヘリ曰ク「父我ニ成スチ

賜フ所ノ功ハ即チ我ガ行フ所ノ功是レ我カ爲メニ父ノ我  
 チ遣ハセシテ證ス〔イオア五ノ卅六、十一參考〕ハリストス  
 ノ奇蹟ハ無數ナリ〔イオア二ノ十五〕福音者ノ傳フカ所左ノ如シ  
〔ア〕イイススハリストスハ藥スベカラザルノ難病ヲ愈ヤス  
〔イヲア五ノ九、ルカ八ノ廿九、イタア四ノ四〕カ彼レハ奇蹟ヲ行  
 ヒテ有形世界ノ法ハ其命ニ順フヲ顯ハセリ例ヘハ彼レ風  
 ト海トニ命シ水ヲ履テ行キ〔ルカ八ノ廿四、マト五餅五千人  
 フェイ十四ノ二十六〕ニ飽カシメ七餅四千人ニ飽カシメ餘ス所ノ者尙愈々多カ  
 リシ〔マトフェイ十四ノ十五〕カ如シ〔サ〕彼レハ死者ヲ復活セリ〔ルカ七ノ十  
 九、イタア十一〕彼レハ自ラ神性ノ能力ヲ以テ死ヨリ復活シ天ニ

昇リテ神父ノ右ニ坐シ聖神ヲ使徒ニ降シ使徒ニ由テ全教  
 會ニモ降セリ〔タ〕奇蹟ハ彼レノ能力ヲ以テ使徒及ヒ他ノ諸  
 聖人ニ緣リテ行ハレ今ニ至ル迄行ハル及ヒ世ノ終リニ至  
 ル迄眞教會ニ行ハレテ止ム無ラントス〔マルク十六ノ十七、  
 十八、イタア十四  
 ノ二十〕

イイススハリストスノ教ハ其教導ノ方法ニ於テ諸他ノ教  
 ニ秀出シ恒ニ平易明白ニシテ且至智ナリ凡庸ノ衆人ハ之  
 チ了會シ其賢ニ自負スル「〔ファリセイ〕」ノ徒ハ却テ之ヲ解シ得  
 ザリキ〔マトフェイ十三、十四〕彼レノ教ハ天然ニ超絶スルノ力ヲ充  
 ツ〔イオア七ノ四十、六、ルカ四ノ二十二〕ハリストスハ悔改スル所ノ罪人ニハ

極メテ寛容仁慈ヲ以テ教ヘ<sup>〔マトフエイ〕</sup>十二ノ廿<sup>〔マトフエイ〕</sup>シカ不悔者ノ迷謬惡  
 癖ヲ督責スル<sup>〔マトフエイ〕</sup>ハ太々嚴ナリ<sup>〔六トフエイ〕</sup>廿二ノ三章參考<sup>〔十〕</sup>預言者等  
 ハ神ヨリ使ハサレタル神ノ役者トシテ傳ヘ且教ヘ且督責  
 セシカイイイススハリストスハ自ラ權ヲ有スル者トシ<sup>〔マトフエイ〕</sup>  
 七ノ廿九<sup>〔二〕</sup>新約ノ立定者トシテ教ヘラレタリ曰ク「我レ新誠  
 五ノ廿二<sup>〔二〕</sup>ヲ以テ爾ニ與フ<sup>〔三ノ三十四〕</sup>イオア<sup>〔十〕</sup>  
 イイススハリストスハ萬國諸時ノ衆人ニ緊要コシテ知ラ  
 サル可ラサル<sup>〔一〕</sup>ヲ教ヘタリ<sup>〔五ノ二十一十七ノ三マトフエイ〕</sup>十  
 十九<sup>〔八〕</sup>ノ教道ノ一大綱領ハ人々ノ救ヒノ爲メコ世コ子ヲ  
 遣ハシタル神、父ノ愛ヲ福音スルコアリ<sup>〔神ハ世ヲ愛シテ其</sup>

獨生ノ子ヲ賜フコ至ルル<sup>〔三ノ十六〕</sup>之ヲ信スル者コ淪亡チ免レテ  
 永生ヲ得ルヲ致ス<sup>〔イオア〕</sup>彼レハ明々白々コ聖三者ニ於  
 ケルノ信ヲ教ヘ<sup>〔マトフエイ〕</sup>十八ノ十九<sup>〔二〕</sup>神ハ乃チ神ナルヲ示シ<sup>〔イオア〕</sup>四ノ  
 廿<sup>〔罪〕</sup>罪コ陥リシ人間ノ救ヲ得ンカ爲メコ寵佑チ被フルノ方  
 法ヲ示シ且與ヘ<sup>〔マ〕</sup>ル<sup>〔十六ノ十六マトフエイ〕</sup>十八ノ五<sup>〔七、六ノ五十三〕</sup>德義ノ  
 法ヲ全ク成スノ模範チ自ラ己ヲ以テ見ハセリ彼レノ如キ  
 義人ハ未ダ曾テ有ル無ク永ク有ラサルベシ神ト近キ者ト  
 チ愛シ靈ト眞實ヲ以テ神ニ拜スルチ一大根本ト爲シテ完  
 全ナル德義ノ教ヘチ授ケ衆人コ德義ノ完全ノ獨一方法即  
 チ神ノ如クナルヘキ<sup>〔マトフエイ〕</sup>四十八<sup>〔五〕</sup>



ハリストスノ教ノ不易ナル

衆人ヲ永遠ノ救ヒニ誘導セシメカ爲メニ其教會ヲ建テ、  
 フエイ十六之ニ救ヒヲ得ルカ爲メノ諸方法ヲ賜リ牧者及ヒ  
 教師ヲ立テ、  
 十一、十三之ニ信者ヲ教ヘ機密ヲ施シ且之  
 ナ管理スルノ權ヲ與ヘタリ  
 十九、十八、十七ノ  
 人間ハハリストスノ教ニヨリテ愈々完全ニ進ムヲ得ベ  
 シト雖モハリストスノ教カ完全ニ進マンコトヲ意フハ人々  
 ノ爲メニ害アルモノニシテ凡ソハリストスノ教ノ精神ニ  
 戻ルモノナリ凡ソ教ノ定理ハ其創立ノ時ニ至ウシテハリ  
 ストスノ教會ニ與ヘラレタルナリ主イエススハリストス  
 ノ教ハ永遠ニ一旦同ク  
 三ノ十一後  
 シテ古今萬民ノ爲メ及

ハリストスノ司祭長タル役

ヒ文野ノ別無ク等級ニ論無ク衆人ノ爲メニ至ク満足セシ  
 ムヘキモノナリ若シ或ハ我等或ハ天ヨリノ使者福音ヲ傳  
 ヘテ爾ニ與フルモ我カ曾テ爾ニ傳フル者ニ異ナレハ祖ハ  
 ルヘシ  
 一ノ八  
 一ガ  
 一ラ  
 一テ  
 一ヤ  
 一凡ソ罪ヲ犯シテハリストスノ教ニ恒ニ居  
 ラサル者ハ神ニ屬セス  
 二書九、十  
 一イ  
 一オ  
 一ア  
 一ン  
 一イ  
 一イス  
 一ス  
 一ハ  
 一リス  
 一ト  
 一ス  
 一ハ  
 一唯  
 一預  
 一言  
 一者  
 一タル  
 一ノ  
 一ミ  
 一ナ  
 一ラ  
 一ス  
 一メ  
 一ル  
 一ヒ  
 一セ  
 一テ  
 一ー  
 一ク  
 一ノ  
 一班  
 一ニ  
 一循  
 一テ  
 一司  
 一祭  
 一長  
 一タ  
 一リ  
 一凡ソ人中ニ取ラル、司祭長ハ皆人ノ神ニ事ルカ爲メニシ  
 テ立テラレテ禮物ト贖罪ノ祭トヲ献スルモノナリ  
 一エ  
 一ウ  
 一レ  
 一ハ  
 一リス  
 一ト  
 一ス  
 一モ  
 一自  
 一尊  
 一シ  
 一テ  
 一司  
 一祭  
 一長  
 一ト  
 一爲  
 一ラ  
 一ス  
 一乃  
 一十  
 一之  
 一ニ  
 一爾  
 一ハ  
 一我

カ子我レ今日爾ヲ生ムト語ケシ者ニ由ルナリ他篇ニ又言  
 フカ如シメルビセデアークノ班ニ循テ爾ハ永ク司祭長タリ  
 同五、六、九ノ九ヨリ此レハリストスハ眞ノ司祭長、聖ナル司  
 祭長、惡ニ分有ラズ無玷ナル凡ソ罪アル者ニ負異シテ天上  
 ニ頌揚セラレシ所以ナリ エウレイ 七ノ廿六 彼レノ司祭タル職ハ神  
 ノ定命ニ循ヒ 詩篇 四十ノ七、八、九 舊約諸預言者ノ言 詩篇 廿  
 イヤ五十三 ダニイル 九ノ二十六 ザ 自己ノ預言 マトフ 二  
 ハリヤ十二ノ十、十三ノ七及ヒ其他 ト 十六ノ二  
 一ノ如ク自ラ甘シテ イオア 十ノ十八 我等カ罪ノ爲メ全世界ノ罪  
 ノ爲メニ己レヲ贖罪息怒ノ祭ニ十字架ニ獻セシニ在リ彼  
 ハ我等ノ罪ヲ己レノ身ニ負ヒ木上ニ懸リ我等ニ罪ヲ免カ

イイス  
 ハリス  
 スハリス  
 苦ヲ受  
 且死セ  
 シハ眞  
 献祭ナ  
 リ

レ義ヲ以テ生ルヲ致ス ペ 二ノ廿四 前 ハリストスハ我等ノ罪  
 ニ代テ一タヒ苦ヲ受ケ義者ヲ以テ不義者ニ代リ我等ヲ引  
 テ神ニ歸セシメント欲ス ペ 一ノ廿六 前 三ノ十八 マ トフ エ 一  
 十七イオア ン 一ノ廿九 イ オア ン 十ノ十一、十四、十五 イ サ イ  
 ヤ五十三ノ四、五 コ リ ン フ 前 書十五ノ三 ロ マ 三 ノ廿四 エ  
 フ ス 一ノ十四 コ ロ  
 イイススハリストスノ此世ノ生命ハ凡テ世界ノ罪ニ代ル  
 息怒ノ献祭ニアラサル莫シトイヘ 彼レノ難ヲ受ケテ死  
 セシハ特ニ衆人ノ罪ヲ贖フ眞ノ献祭ナリ エ ウ レ イ 七ノ二  
 十一ニ イ イ ス ス ハ リ ス ト ス カ 難 ヲ 受 ケ テ 死 セ シ ハ タ、從  
 至ル イ イ ス ス ハ リ ス ト ス カ 難 ヲ 受 ケ テ 死 セ シ ハ タ、從  
 順ニシテ己レヲ捨ツルノ無上ナル鑑ヲ顯ハスノミナラ

ス救ヒノ眞献祭ナリイイススハリストス己レノ難ヲ受  
 ルト死トテ以テ神ノ義ヲ充タシ人ヲ神ト通和シテ之ヲ創  
 世ノ地位ニ恢復シ且之ヲ以テ人ニ義ト稱セラレ聖トナル  
 ノ源泉ヲ顯ハセリイイススハリストス自ラ衆人ヲ贖フカ  
 爲メニ己レヲ死ニ付セシテ證シテ曰ク「人子ノ來ルハ人ニ  
 事ヘラル、カ爲メニアラス乃チ人ニ事フルカ爲メナリ且  
 其生ヲ捐ツルハ多人ヲ贖フカ爲メナリ」  
 六コロス一ノ十四エ  
 フエス一ノ七參考  
 爾ハ卷ヲ取テ其印ヲ掲クルニ堪ヘタ  
 リ蓋シ爾ハ殺サレ爾ノ血ヲ以テ我等ヲ贖ヘリ  
 廿六ノ廿八イオアソ一書一ノ七  
 二ノ二エウレイ九ノ十三十四  
 使徒等ハイイススハリストス

マトフエイ廿ノ廿八  
 タイモフエイ前書二ノ  
 黙示録五ノ  
 九マトフエイ

トスカ死テ以テ罪ニ陥リシ人間ヲ恢復シ之ヲ神ニ通和セ  
 シメタルヲ證シテ曰ク「我等仇タル時其子ノ死ヲ以テ神ニ  
 和スルヲ得タリ」  
 後書五ノ十九參考  
 父ハ諸々ノ豊滿ヲ  
 以テ彼レニ居ラシムルヲ悦フ且彼ニ由テ凡ソ在天在地ヲ  
 シテ皆己レニ和セシメ彼レカ十字架ノ血ヲ以テ和平ヲ致  
 サシム  
 コロス一ノ十九、廿、廿二參考  
 イオアソ十二ノ十  
 又イ  
 三エフエス一ノ九、十、十二、十三ヨリ十五ニ至ル  
 イススハリストスハ其死ヲ以テ人ヲ義トシ永生ヲ賜フヲ  
 証シテ曰ク「蓋シ其罪ヲ識ラサル者ヲ以テ我等ニ因テ罪ト  
 爲シ我等ニ彼ニ在テ神ニ義タルヲ成ステ致ス」  
 コロソフ後  
 書五ノ廿一  
 ノ六、五ノ三ノ廿一、四、  
 又イイススハリストスノ死ハ信者ノ爲

メニ聖ヲ成シ及ヒ神ノ諸々ノ恩賜ノ源泉ナルヲ證シテ曰ク「彼レ我等カ罪ノ爲メニ挽回ノ祭ヲ爲ス且唯我等ノ爲メノミナラス全世界ノ罪ノ爲メナリ」イオアン一書二ノ二「既ニ己レノ子ヲ惜マスシテ我カ衆ノ爲メニ之ヲ捨ツ豈凡ソノ物ヲ以テ之ト偕ニ我ニ賜ハサランヤ」ローマ書八ノ卅二

羅馬ノ聖クリメントノ書ニ曰ク「須ク慎重ノ目ヲ以テハリストスノ血ヲ視テ其血ハ神ニ在テ貴重ノ價アルモノナルヲ會得スヘシ即チ之ヲ流シテ全世界ニ維新ノ恩寵ヲ得セシメタルモノナリ」コリンフ人ニ達スル書前書七章

神ハイイススハリストスノ十字架上ノ献祭ヲ全ク實ニ永

ハイイスス

ハリストス  
ス人類ヲ  
贖罪スル  
カ爲ニ且  
チ受ケ且  
死セシ  
ノ勢力

遠ノ公義ヲ充クシムル者トシテ受ケタリハリストスハ未ダ眞チ像ル所ノ手造ノ聖所ニ進マス乃チ眞ノ天上ニ入リテ今我等ノ爲メニ神前ニ顯立スエウレイ九「是旨ニ依リイイススノ身ニ由リ一次献ヲ爲シテ我等ハ聖潔ヲ成セリ」十「彼レ既ニ贖罪ノ一祭ヲ献シ永遠ニ神ノ右ニ坐ス」十二「此献祭ハ神人ノ献祭トシテ無限ニ大ナル價值ヲ有スイイススハリストスノ功德ヲ以テ人カ得シ所ハ初人ノ陷墜ニ由リテ喪ヒシモノニ比スレハ愈々多キアリ聖金口曰ク「イイススハリストスハ我等カ負フ所ノモノヨリモ多ク償還セリ其還ス所ノ債ヲ負フ所ノ債ト比スレハ無量ノ大海ヲ一

小洞點ト比スルカ如シ我等ニ與ヘラレシ恩賜ハタ、罪ヲ  
 滅スニ足ルノミナラス更ニ大ナルモノアリ我等ハ刑ヲ免  
 カレ凡ソノ惡業ヲ截斷シ天上ヨリ更生セラレ舊人ヲ葬リ  
 テ復活シ罪ヲ贖ハレ聖トセラレ義子ト爲リ義ト稱セラレ  
 獨生子ノ兄弟ト爲リ之カ嗣子ト爲リ身ト首トノ如ク彼レ  
 ト復合セリ【ロ一書五章  
 十七節講説】

イイスス  
 ハリスト  
 スカ成セ  
 シ贖罪功  
 ノ一般ニ  
 及フ

主イイススハリストスノ贖罪ノ祭若シハ功德ノ力ハ【ア】衆  
 人ニ及フ此レ美タリ我カ救主、神ノ前ニ納ル可シトス其萬  
 人眞理ヲ知テ救ヲ得ンテ欲スルニ由ル蓋シ神ハ唯一ニシ  
 テ神人ノ間ニモ唯一ノ中保アリ人ナルイイススハリスト

スナリ彼レハ萬人ヲ贖フカ爲メニ己レヲ捨ツ【テ一モフエ一前  
 書二ノ三ヨ

至ル【六ニ】彼レハ我等ノ罪ノ爲メニ挽回ノ祭ヲ爲ス唯我等ノ

爲メノミナラス全世界ノ罪ノ爲メナリ【イオア一  
 書二ノ二一】

イエルサリムノ聖キリールノ書ニ曰クハリストスハ人世

ヲ舉ケテ贖罪セリ爾ハ全世界ヲ贖罪セシテ以テ奇怪トシ

視ルベカラス何トナレハ此事ニ死セシハ常人コアラヌ神

ノ獨生子ナレハナリ【啓蒙教訓  
 十三ノ二】コサノグリゴリイ曰クメ

ルヒセブ【ク一ノ班位ニ遵ヒテ司祭タル者ハ一ノイズライ

リ人ノ爲メノミナラス萬民ノ爲メニ贖ヒトシテ自ラ己レ

ヲ父ニ獻祭シ衆人信認ノ司祭長トナレリ【聖三者ノ  
 一書】

イイススハリストスノ功德ノカハ〔カ〕萬世ニ及フイイスス  
 ハリストスヲ既ニ信シ今信シ後又信セントスル古往今來  
 何レノ代ノ人モイイススハリストスノ苦ヲ受ケシト死セ  
 シトニ因テ永遠ノ救ヲ得ントス〔蓋シ天下ノ人ノ間ニ我等  
 ノ由リテ救ハルヘキ他ノ名ヲ賜ハサレハナリ〕〔行實四〕唯此  
 レ永ク存スルカ故ニ更易セサルノ司祭職アリ是ヲ以テ能  
 ク悉ク之ニ由テ神ニ就ク者ヲ救フ其恆活シテ之カ爲メニ  
 懇求スルニ因ル〔エウレイ七〕或ハ信セザル者或ハハリスト  
 スノ教ニ反キシ者或ハ任意甘心其非ヲ知リテ自ラ重罪ニ  
 委シ凡ソ救ヒノ方法ヲ蔑視スル剛愎固執ノ罪人ハ救ヲ得

サルナリ此ノ如キ人ハ自ライイススハリストスノ功德ヲ  
 有スルニ當ラサルモノト爲ス

イイススハリストスノ贖罪功德ノカハ〔サ〕元祖ヨリ毀來ル  
 所ト各人ノ自ラ作ス所トニ論ナク凡テノ罪ヲ償贖ス縱ヒ  
 罪ハ重シトイヘヒ其數ハ多シトイヘヒイイススハリスト  
 スノ贖罪ノ祭ハ咸ク之ヲ聖潔ニシテ人ヲ現時ノ罪果即チ  
 良心ノ刺痛及疾病ト并ニ永遠ノ罰トヨリ免レシムルナリ  
 「イイススハリストスノ血ハ我等ヲ諸罪ヨリ潔クス」〔イオア  
 七一〕〔彼レハ我等ノ爲メニ己レヲ捨テ、以テ我等ヲ凡ソノ  
 罪惡ノ中ヨリ救フ〕〔テ一ト二ノ十四〇一マ〕〔五ノ十六、十七、八章〕

無血祭ノ

聖金口曰ク「恩賜セラレシ善福ハ勦滅セラレシ惡禍ト比ス  
 レハ最多クシテ滅淨セラレシハ獨リ初人〔即チ元祖〕ノ罪ノ  
 ミナラス他ノ罪モ盡ク然ラサル無キトハ使徒此ヲ指明ス  
 曰ク「恩賜ハ多罪ヨリ稱義ヲ致ス」〔ローマ五章十六節講說〕  
 教會ニ於テハリストスノ無血祭ヲ献スルハ救主ハリスト  
 スノ苦ヲ受ケシト死セシトノ至高無上ナル義ニ基ツカル  
 ヲナリ主イエイススハリストスカ十字架ニ於テ萬人ノ爲メ  
 ニ一次己レヲ贖罪ノ祭ニ献セシモ今神ノ右ニ坐シテ聖体  
 ノ機密ニ於テ毎次此機密ヲ行ナハル、モ均ク衆人ノ爲メ  
 ニ息怒ノ祭ニヨリテ其至清至潔ナル体ト生活ヲ施スノ血

十字架ヲ  
叩拜尊敬  
スル

トチ神、父ニ献スルナリ此機密ニ於テ聖神ノ能力ト效用ト  
 ヲ以テハリストスノ眞體眞血ニ變セラレテ献スルノ餅酒  
 ハハリストスカ苦ヲ受ケシト十字架ニ死セシトノ能力ニ  
 賴テ生者死者ノ爲メニ神ノ前ニ中保代求スルナリ  
 十字架ヲ尊敬スルト之ニ叩拜スルトハ此ヨリ起レリイエ  
 ススハリストスカ贖罪ノ死ハ十字架ニ於テ成レリ故ニ彼  
 レハ尊貴ニシテ生活ヲ施スノ十字架ト名ツケラレ且衆人  
 救ヲ得ルノ器仗トシテハリストスカ教ノ徽號表飾ト爲リシムシカヤリ  
 固<sup>ク</sup>撫恤ト爲リトカ勢カト爲レリ使徒パウエル曰ク「我カ誇ル所ノ  
 者ハ必ス他ナシ惟我カ主イエイススハリストスノ十字架ノ

〔六ノ十四〕<sup>ミ</sup>ガラテヤ<sup>ヤ</sup>聖金口曰ク十字架ハ全世界ヲ改造開化シ迷チ  
 驅リ眞ヲ引キ地ヲ天ニ轉ラシ人ヲ天神ト爲セリ若シ我レ  
 ニ十字架アル時ハ魔鬼ハ己ニ怖ルヘキニアラス又危ブム  
 ニ足ラス死モ死ニアラス眠ルナリ凡ソ我ニ敵スル者ハ十  
 字架ヲ以テ黜伏シ且踏碎クヘシ〔マトフエイ講〕第六全地公會  
 〔規則七〕ハ命シテ曰ク生活ヲ施スノ十字架ハ我等ノ爲メニ  
 救ヲ顯ハセシニ因リ我等ハ宜ク極メテ謹慎シテ其我等ヲ  
 古來ノ罪過ヨリ救ヒシニ應スルノ尊敬ヲ施スヘシ  
 聖金口時ニ人子ノ光現ハル〔マトフエイ〕廿四ノ卅ノ言ヲ講明シテ曰ク  
 「此レハ太陽ヨリモ輝クノ十字架ナリ何トナレハ太陽ハ隠

聖號ヲ書スル

レテ十字架顯ハルハニ因ル若シ太陽ノ光ヨリモ尙輝クニ  
 アラズンバ蓋シ顯ハレザラントス〔マトフエイ講〕又曰ク此光  
 ハ昔時今日ヲ問ハス閉戸ヲ排シ有害物ノ力ヲ奪ヒ毒藥ヲ  
 無效ナラシメ猛獸ノ咬傷ヲ愈セリ何トナレハ若シ彼レハ  
 地獄ノ門ヲ排シ天ノ穹蒼ヲ開キ新ニ天堂ノ路ヲ啓キテ魔  
 鬼ノ險ヲ毀クハ其有害物猛獸并ニ凡ソ此ノ如キモノ、力  
 ニ勝ツヲ得ルハ何ソ奇トスルニ足ランヤ〔マトフエイ講〕  
 十字架ノ號ヲ畫スルハ使徒ノ時以來イイススハリストス  
 カ苦ヲ受ケシト死セシトノ重要ト能力ニ據リテ祈禱聖事  
 及ヒ機密ヲ行爲スルノ時ニ欠ク可ラサルモノトナル十字



架ノ號ハイエススハリストスカ衆人ノ爲メコ天父ノ前ニ  
 代求スル表號ナリ信者ハ萬事ヲ行フニイエススハリスト  
 スノ名ニ於テセサルヘカラズ凡ソ爾カ爲ス所或ハ言或ハ  
 行悉ク主イエススハリストスノ名ノ爲メニ之ヲ行ヒ彼レ  
 ニ由テ神父ニ歸謝セヨコロス三  
 教會ノ史ハ十字架ノ號ヲ以テ行ハシタル夥多ノ奇蹟ヲ証  
 ス若シ彼レハ神ヲ畏レ且敬フノ心ヲ以テ行ハル、時ハ此  
 テ以テ慈焰ハ靜息シ神魂ノ牧忿怒ハ消滅シ神學者グリゴ  
 リイノ著作五  
卷忿怒救ノ敵ノ力ハ潰散シ神魂ノ牧地有害ノ飲ハ無害ト爲  
怒章救ノ敵ノ力ハ潰散シ八十二章有害ノ飲ハ無害ト爲  
リ同九十病者ハ愈エ死者モ復活セリ神學者聖グリゴ  
 リイ三章

イエスス  
 ハリスト  
 スカ王  
 タ  
 ル尊

曰ク十字架ノ號ヲ己レニ畫スベシ是レ萬物ノ怖レ且震ス  
 ルモノニシテ我ハ何レノ時何レノ事ニ對スルモ之カ擁護  
 ナ以テ自ラ利ス神學者グリゴ  
 リイノ著作五卷忿怒章  
 イエススハリストスハ乃テ王者ナリ天地ノ主ナリ唯神性  
 ニ依ルノミナラス人性ニ依テモ此ノ如シイエススハリ  
 トスハ舊約ニ於テモ詩篇二ノ六イサヤ二ノ二至四九ノ  
 六七十一ノ一至十イエゼキイリ卅四ノ  
 廿三廿四メニイ新約ニ於テモ王ト名ツケラレル三二ノ十一  
 ル二ノ四十四ニイ新約ニ於テモ王ト名ツケラレル四十九ノ十七  
 イオアン諸王ノ王、諸主ノ主ト名ツケラル四十九ノ十七ノ十  
 一ノ五十諸王ノ王、諸主ノ主ト名ツケラル四十九ノ十七ノ十  
 寶坐ト國柄即チ王タル尊位ノ大號トハ彼レニ屬スエウレ  
 ハロマ十四ノ八コリイイエススハリストスノ國ハ地ニ屬  
 ヲフ前書十五ノ二十五イイエススハリストスノ國ハ地ニ屬

スルノ國ニアラス天上無形神ニ属スルモノナリ救主ハ自  
 ラ言フ「我國ハ此世ニ属セス」イオアノ十八ノ三十六  
 マトフイ三ノ二参考  
 イイススハリストスノ神ノ國ト權柄トハ其神ヨリノ使タ  
 ルヲ證センカ爲メニ彼レカ行ナヒシ奇蹟ニ由リテ顯ハル  
 其權カ有形物ノ上ニ在レハ風ト海トコ命シルカ八ノ  
 二十四水ヲ  
 履テ行キマトフイ十四  
 ノ廿五地獄ノ力ノ上ニ在レハ一言ヲ以テ  
 人ヨリ魔ヲ逐ヒマルク一ノ二十五、五ノ八、十三、九ノ廿五、  
 カ七ノ廿一、八ノ三十二、三十三、マトフイ八  
 ノ十六死ノ上ニ在レハ人ヲ死中ヨリ復活センメタリルカ  
 七ノ  
 十四、五ノ八ノ五十四  
 五イオアノ十一章  
 其王タルノ尊ハ特ニ死後ニ顯著セリ其見ハル、左ノ如シ

〔ア〕彼レ肉身ヲ以テ死シ靈ヲ以テ活キ其神性ノ能力ヲ以テ  
 地獄ニ下リ彼レヲ信シタル舊約ノ義人ト凡ソ信ヲ以テ彼  
 レノ傳教ヲ受ルニ堪ヘタル當時ノ死者トヲ引出セシ時ニ  
 於テ見ハル「ハリストスハ我等ヲ引テ神ノ前ニ歸セント欲  
 シ義者ヲ以テ不義者ニ代リ一次我等カ罪ノ爲メニ苦ヲ受  
 ケ肉身ヲ以テ死シ神靈ヲ以テ復生ス曾テ此靈ヲ以テ往テ  
 獄ニ在ルノ靈ニ宣セリ」ペイトル前書三ノ十八、十九、エフェス  
 四ノ八ヨリ十ニ至ルコロス二ノ十  
 五參「教會ハ誦シテ曰ク「身ヲ墓ニ在リ魂ヲ以テ地獄ニ在  
 リ蓋神ナレハナリ」〔カ〕彼レカ明確ニ述ヘタル預言ノ如シ死  
 ヨリ復活セシニ於テ見ハル」マトフイ十六ノ廿一、十七ノ廿  
 三、廿ノ十九、廿六ノ卅二、マルク

八ノ卅一、九ノ卅一、十ノ卅四、<sup>ルカ</sup>十四ノ卅六、<sup>此</sup>レ獨リ使徒ノミナラ  
 ス信者中多クノ親見者カ證スル所爭フベカラサルナリ  
 十五ノ六<sup>前書</sup>彼レノ此復活ハ其死後三日新ニ自己ノ人間ノ肉  
 身ヲ受ケタリシカ己ニ光榮ニシテ不朽不死ナルニ在リ此  
 レヲ以テ彼レハ死ノ上ニ全ク其勝ヲ制シ此ト并セテ彼レ  
 ニ屬スル王タルノ權ヲ父ヨリ受ケタリイイススハリスト  
 ス復活ノ後自ラ謂テ曰ク天地ノ諸權ハ既ニ我ニ與ヘラル  
 十八ノ十八<sup>マテ</sup>ハ十八<sup>フェイ</sup>ニサ<sup>イ</sup>イススハリストスカ王タルノ榮光ト勢威  
 ノ全ク顯揚シタルハ既ニ贖罪ノ功ヲ成シテ復活セシ後四  
 十日ニ至リ受ケシ所ノ人性ト共ニ天ニ昇リ神性ト一位ニ

合シタル人性ヲ以テ神父ノ右ニ坐シ<sup>マルク</sup>十六ノ十九<sup>十</sup>以テ彼ハ神  
 人トシテ父及ヒ聖神ト同ク一樣ノ光榮ト萬物ニ上タル神  
 ノ權柄トナ有スルヲ顯ハスノ時ニ至テ成レリ上昇シテ人  
 ナリ據フル者ヲ據ヘ賜モノヲ分ナテ人ニ予ヘリト夫レ其上  
 昇トハ豈先ツ地下ニ降リシユアラスヤ降リシ者ハ即チ諸  
 天ノ上ニ昇リ一切ヲ充滿スルヲ致スモノナリ<sup>エフェ</sup>エス<sup>ス</sup>十四ノ  
 十八ニ至<sup>至</sup>レ<sup>彼</sup>ハ今ニ至ル迄冥々ノ中ニアリテ其教會ニ王トナリ聖  
 神ヲ以テ立ツル所ノ牧者ヲ以テ之ヲ治メ天ニアリテハ信  
 者ノ爲メニ天父ノ前ニ中保代求シ<sup>エウレ</sup>エ<sup>イ</sup>七ノ廿五<sup>信者ニ救ノ敵</sup>  
 ト戰フカ爲メニ凡ソノ力ト方略トヲ授クルナリ彼レハ父

及も聖神ト共ニ天地ノ王者ナリ其國ハ終リナカラントス  
〔ルカ一ノ三十三〕

第四分類

〔二〕神、施聖主ノ事

聖神カ使  
徒ニ降ル

主イエススハリストスハ既ニ人ヲ救フノ功ヲ畢リ榮光ヲ  
顯ハシ自ラ天ニ昇リテ地上ニ在ルノ日一回ナラス約シタ  
ル如ク人々ヲ聖ニスルカ爲メニ其聖神ヲ降セリ  
〔イオアン十四ノ十  
六、十七、十六ノ十〕聖神ヲ降スノコトハイエススハリストスカ  
三行實一ノ四、八〕榮ニ入ルノ後ニアラサル可ラス  
〔イオアン七ノ卅七〕何コト  
ナレハ彼レハ其苦ト死トヲ以テ神ト人ノ關係休合ノ障礙  
ヲ壞リタレハナリ五旬節日ニ至テ聖神ハ火舌ノ如ク信ノ  
光ヲ以テ光リ愛ノ温ヲ以テ温ムル能力ノ顯象ヲ以テハリ